

平成23年 9 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成23年 9 月14日～16日

場 所 第2委員会室

平成23年 9月14日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 宮崎県中山間地域振興計画の策定について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
財団法人宮崎県立芸術劇場
財団法人宮崎県国際交流協会
財団法人宮崎県私学振興会
- 請願第6号 行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書についての請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成23年度政策評価の結果について
 - ・未来みやざき創造プラン（アクションプラン）工程表について
 - ・経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」について
 - ・宮崎グリーンスフィア壱番館ビルのオープン

について

- ・地方自治法60周年記念貨幣について
- ・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の策定について
- ・アジアナ航空就航10周年韓国訪問について
- ・フェニックスリゾート株式会社の不当表示について
- ・みやざき男女共同参画プランの改定（体系案）について
- ・口蹄疫復興宝くじの発売許可について
- ・自主防災組織の現況（速報値）について
- ・平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施について

出席委員（8人）

委員 長	山下 博 三
副委員 長	右松 隆 央
委員	外山 三 博
委員	星原 透
委員	宮原 義 久
委員	西村 賢
委員	鳥飼 謙 二
委員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	渡邊 亮 一
県民政策部次長 （政策担当）	緒方 哲
県民政策部次長 （県民生活担当）	城野 豊 隆
部参事兼総合政策課長	茂 雄 二
秘書広報課長	甲斐 正文

統計調査課長	大野保郎
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	福田直
生活・協働・男女参画課長	大脇泰弘
文化文教・国際課長	日高正憲
人権同和对策課長	吉田正彦
情報政策課長	長倉芳照
広報企画監	松岡弘高
交通・地域安全対策監	柳田勇

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場輝夫
議事課主査	花畑修一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおり、本日は、県民政策部、明日は、総務部の審査を行うこととしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○渡邊県民政策部長 それでは、県民政策部関係、御説明させていただきます。よろしくお願

いしたいと思います。

今回、提案している議案等につきまして、その概要を御説明したいと思います。

今回お願いしています議案は、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」及び議案第21号「宮崎県中山間地域振興計画の策定」についてでございます。

お手元の常任委員会資料1ページをお開きいただきたいと思っております。今回お願いしています県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表がありますが、表の一番下にありますけれども、合計で3,271万8,000円の増額でございます。これは、後ほど説明します東日本大震災被災生徒授業料等減免事業等に伴う補正でございます。補正後の県民政策部の一般会計予算額は、表の一番右の欄にあります118億4,612万1,000円となります。具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明します。

次に、特別議案でございますが、左のほうの目次を見ていただきたいと思っております。Ⅱ特別議案「宮崎県中山間地域振興計画の策定」についてでございます。これは、県中山間地域振興条例に基づき策定する計画で、本県の中山間地域の振興に関する基本的な施策の展開方向を示すものでございます。詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

それから、Ⅲ報告事項でございますが、1つ目は、損害賠償額を定めたことについてでございますが、これは、ことし5月に発生しました県有車両による交通事故に伴うものでございます。

次に、2番目の県が出資している法人等の経営状況についてでございます。県民政策部からの報告は、財団法人宮崎県立芸術劇場、財団法人宮崎県国際交流協会、そして財団法人宮崎県

私学振興会の3法人についてでございます。詳細については、後ほど、担当課長から御説明いたします。

なお、その他の報告事項につきましては、今回は9件の報告事項がございます。詳細については、後ほど、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の3ページをごらんください。当課の補正額は、3,271万8,000円の増額で、補正後の額は、63億3,072万6,000円となります。

それでは、詳細につきまして御説明いたします。

5ページをお開きください。今回お願いしております補正予算は、(事項)私学振興費の3,271万8,000円であります。内訳としまして、まず、細事項1、私立学校振興費補助金3,112万4,000円の増額であります。この補助金は、学校法人の経常的経費に対する補助を行うことにより、私立学校の教育の振興と、経営の安定化及び保護者負担の軽減を図るものであります。今回の補正は、平成23年度の生徒1人当たりの国標準単価と私立小・中・高等学校の生徒数が確定したことによるものであります。

次に、細事項2、㊦東日本大震災被災生徒授業料等減免事業159万4,000円につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料のほうの2ページをごらんください。1の事業目的でございますように、3月に発生しました東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった生徒の教育機会の確保に資するものであります。

2の事業概要であります。被災地域から避難してきた生徒を受け入れ、授業料等減免措置を講じた私立の小・中・高等学校、専修学校及び各種学校に対して補助を行うものであります。補助率は、小学校、中学校、高等学校等につきましては10分10、専修学校専門課程及び一般課程、各種学校につきましては3分の2となっております。なお、事業期間は、平成24年3月31日までとなっております。

3の事業費の159万4,000円につきましては、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金からの繰入金で充てることとしております。

説明は以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 委員会資料の4ページをお願いいたします。宮崎県中山間地域振興計画の策定についてでございます。この件につきましては、5月の常任委員会で骨子案について、7月の常任委員会で素案について御説明してございまして、今回、各種の調整を経た上で議案として提出しております。

委員会資料で概要だけ申し上げますと、まず、1番目の計画策定の趣旨としましては、中山間地域が公益的な機能を有しているにもかかわらず、人口減少、高齢化、農林水産業の低迷等によって厳しい状況に置かれております。そのため、県、市町村、住民等の連携・協働のもと、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進し、持続可能な中山間地域づくりに取り組むためにこの計画を策定するものでございます。

2番目の計画の概要といたしましては、(1)の名称ですけれども、宮崎県中山間地域振興計画、副題としましては「持続可能な中山間地域づくりを目指して」ということにさせていただいております。

(2)の計画の期間ですけれども、平成23年

度今年度から平成26年度までの4年間としております。

(3)の計画の目標としましては、持続可能な中山間地域づくり、(4)の施策展開の基本的な考え方としましては、①総合的な施策の展開ということで、県の総合計画に沿った各種の施策を中山間地域それぞれの実情に即して総合的かつ計画的に実施する。②の重点施策の展開ということで、中山間地域における重要かつ特徴的な課題に対応した「産業の振興」「集落の活性化」「日常生活の維持・充実」、この3つを重点施策として推進いたします。③県民運動の展開としましては、これらの施策のうち、県民との連携・協働が特に必要となる施策について、県民運動という形で展開していくこととしております。

また、(5)重点施策の展開方向としましては、まず、①の産業の振興ということで、農林水産業、新たな産業の創出等による雇用・所得の確保ですとか、鳥獣被害対策を推進しますとともに、②集落の活性化ということで、自主的な活力の向上、都市からの支援と交流、次世代の育成、地域文化の保存・継承と活用について推進いたします。それから、③日常生活の維持・充実ということで、医療の確保、高齢者福祉の充実、買い物弱者支援、生活交通の確保、水道の整備、水環境の保全等について推進することとしております。

(6)県民運動の展開としましては、まず、①で中山間地域の役割について県民一人一人が認識し、共有するということが、中山間地域の公益的な機能について、学校活動や地域活動の中で理解・促進を図るとともに、②の中山間地域と都市部との交流や連携を積極的に行うということで、いきいき集落ですとか中山間盛り上

げ隊の推進を図りまして、③としましては、中山間地域の経済活性化を支援するということで、100万泊県民運動の推進ですとか、中山間地域の特産品の消費拡大を図るということとしております。

(7)計画の推進としましては、①県、市町村、住民等の連携・協働を図るとともに、②県における推進体制として、地域ごとの中山間地域振興協議会の設置に向けた取り組みも実施いたします。

最後に、3の策定の経緯としましては、これまで常任委員会での説明、市町村や地域づくり団体との意見交換、パブリックコメント手続などを経た上で、計画案を今回、作成させていただいております。

私からは以上です。

○**山下委員長** 執行部の説明が終了いたしました。まず、補正予算についての質疑を承りたいと思います。ありませんか。

○**星原委員** 生徒授業料等減免ということなのですが、ここに予算は159万4,000円と上がっていますが、この内訳として小学校、中学校、高等学校の受ける数といえますか、生徒数というのはどういうふうに入内訳はなっていますか。

○**日高文化文教・国際課長** 小学校、中学校、専修学校等につきましては1名ずつを人数としては見込んでおりまして、高校につきましては、一応、2名を見込んでおります。したがって、全体の人数としましては6名を見込んでおるといってございませぬ。

○**山下委員長** 5人じゃないですか。

○**日高文化文教・国際課長** 専修学校の高等課程が1名と専門一般課程が1名ということで、そこで2名になりますので、小学校1名、中学校1名、高校2名、専修で高等と専門で1名ず

つということによって6名になります。

○星原委員 この子供さんたちの出身の県はわかりますか。岩手県とか宮城県とか。

○日高文化文教・国際課長 東日本大震災の対象の生徒ですが、基本的には東北の3県の方以外でも罹災証明で被災というふうに認められる場合にはこの対象になりますので、ですから3県だけではなくて、ある程度幅広い形での地域というんでしょうか、その方が対象になるかなと思っております。

○星原委員 私が聞いたのはそういうことじゃなくて、3県は例えで言っただけで、この6名の皆さん方がどこの地域から来ている人かを聞いたんです。

○日高文化文教・国際課長 申しわけありません。この6名というのは積算上の人数でございます。現在は日南のほうに被災で見えている方が高等学校に1名おります。ただ、この方がこの減免事業の対象になる生徒かどうかというのはまだこれからの判断になると思います。

○星原委員 わかりました。

○右松副委員長 関連なんですけど、大変いい事業だというふうに思っています。受け入れは6名というふうに絞られていますけれども、今後、人数がふえていった場合は事業の拡大というのは考えていらっしゃるんでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 大震災が3月に起こりまして、既に半年はたっております。現状では宮崎県に見えている被災生徒が私立学校では1名ということでございますので、今、6名の予算化を議案に上げておりますけれども、大体この金額で十分じゃないかなと思っておりますが、これは1年間の事業ではございますけれども、今後、多数お見えになった場合には、また別途、補正予算で上げさせていただくことに

なるのかなというふうに思っております。

○右松副委員長 細かい数字は調べないとあれですけども、県内に被災者の方々が家族で来られている方が何組かいらっしゃるんですよね。小・中・高の学生さんは結局、今、1名ということでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 私ども、私立学校の関係では、今、把握しているのは1名ございますが、義務教育の関係はございます。教育委員会のほうで把握しているのは小・中・高校を合わせまして、受け入れが今、転入生44名と。そのうち、また途中で出ていった方もおられますので、現在、40名の生徒さんが県内におられるというふうに聞いております。

○宮原委員 経済的理由により就学困難となったということに目的はなっているわけで、子供たちが私立であろうと公立であろうとどちらということを選択するのは自由だというふうに思うんですけども、経済的理由でということであれば、どちらかという公立のほうにどうぞということで特定はできないんですか。

○日高文化文教・国際課長 恐らく、宮崎に見える生徒さん、普通でありましたら教育委員会のほうに問い合わせがあったりして、県立の高校でありますとか小中学校に入ると思うんですが、私立学校で例えば建学の精神というんでしょうか、例えばスポーツが好きだからそういう私立高校に行きたいとか、そういう関係の方もおられます。それは見える生徒さんあるいは御家族の方によりまして、それぞれの立場で選択されるのかなというふうに思っておりますが、今、申し上げましたように、小・中・高で教育委員会のほうで40名、うちのほうは今、1名ですから、そういう形で選ばれて通学されているのかなというふうには思っております。

○宮原委員 授業料もですけれども、要は学校に行くとなると、すぐPTA会費が要るとか、学校給食費が要るとか、いろいろそういったものがあると思うんですけれども、そういったものに対する減免というのは別にはないんですか。

○日高文化文教・国際課長 これはあくまでも授業料に係る減免でございます。実はそれ以外に、小中学校を中心に例えば学用品でありますとか、通学費、学校給食、そういうのはどうかというのがございまして、こちらのほうは教育委員会のほうで今度、補正予算のほうで議案として出されているというふうに聞いております。そういう制度がございますので。

○宮原委員 わかりました。

○山下委員長 なければ次に入ってよろしいでしょうか。次に、中山間地域振興計画について質疑はありませんか。

○外山委員 県民運動の展開という中で、さっき、説明で県民で100万泊運動を展開しようという話がありましたが、具体的には、これから政策の展開で、どういう流れでどうやって100万泊ということに持っていかうとしておられるのか、お聞きしたいんですが。

○福田中山間・地域政策課長 100万泊運動ですけれども、現在、中山間地域振興計画の中では、「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」（仮称）というふうに入れさせていただいております。100万泊運動につきましては、観光推進課だけではなくて、関係各課の連携の中で、県庁全体として取り組む必要がありますので、その具体的な進め方については、今後、関係各部局と相談してやっていきたいというふうに思っております。

○外山委員 県民がその気にならないと、強制的にどこかへ行って泊まりなさいということは

普通できないですね。だから非常に県民の動機づけのところが難しいと思うんですね。そこで、私、一つ提案したいんですが、小中学校の子供たちの修学旅行、県外に大体行っておりますね。ところが、特に今の小学生なんかは県内をほとんど知らないんですよ。全然知らないというわけじゃないが、知らない。ですから、小中学校の時代に、例えば県北の子供たちが県南に来たり、入郷地帯の中山間の子供たちが街場に来たり、街の子供たちが中山間地に行くと。これは教育委員会がその気になって学校にそういう事業の展開を要請すればできると思うんですね。これは私の一つの提案ですが、今後の政策の振興について、ひとつ参考にしてもらえればいいと思いますので、以上、申し上げておきます。以上です。

○渡邊県民政策部長 今、外山委員のほうでおっしゃった件でございますが、我々もそういうことで教育委員会とも実は話を既にしてあります。ただ、修学旅行というのは教育目的という一つ大きなテーマがありまして、それに沿う形でどういう形でやるのか。実は10数年前に本県に口蹄疫が発生しました。小学校が鹿児島とか熊本から宮崎に来ておったんですね。ところが、それがそれ以来、全部来なくなりまして、修学旅行、特に小学校の高学年は県外の1泊旅行が多いわけですけれども、ほとんど来なくなった。それが全然こっちに来なくなった。修学旅行につきましては壊滅的な一つの打撃を受けた、当時、そういう状況もありました。

そういうことで、修学旅行の掘り起こしもあるわけでございますが、いずれにしても、100万泊県民運動につきましては、我々としては、今議会でもいろいろ知事のほうでも答弁しましたけれども、地域経済循環システム——できるだ

け県民の皆さんが県内にお金を落としていただくという、そういう取り組みをしていただきたい。その一環としてこれは大事な一つの運動でございますし、今後、県民運動、この100万泊だけではなくて、ほかのものも含めて具体的な行動指針、こういうものを県民の皆さん方にお示しして、いろんな関係機関に御協力をいただく、そういう取り組みをしなけりゃいけないなというふうに思っております。

例えば、企業の研修なんかも中山間地域でやっていただくとか、そういうこともありますし、いろんな取り組み方というのはあると思いますので、できるだけ早くそういうことを取りまとめて、この100万泊運動だけじゃないんですけれども、我々としては、県民総力戦と知事が言っておりますけれども、全体で盛り上げていこうと、そういうふうに思っております。

○鳥飼委員 今、外山委員からも出されましたけれども、教育の問題、大変大事だというふうに思うんですね。きのうは星原委員かどなたかが質問しておられたんですけれども、中山間地域の振興で、国の政策として、中山間地は過疎化が進むような政策がこれまでずっととられてきているから、その中で振興をとというのは部長や課長は大変苦勞しておられるだろうなという思いは持っておるわけです。しかし、そうはいうものの、それなりの努力はしていかなければならないというふうに思うんです。

教育の問題に関連するんですけれども、例えば高校受験が全県一区制度になりましたけれども、通学区域が撤廃されたことで、ますます宮崎市に集中するようなことが促進されているというふうに思っておるんですね。これは中山間地の振興とは丸々逆の方向に行っているだろうと思うんですが、そういうもろもろの政策も含

めてやっていかないと、こう言ったら失礼ですけども、絵にかいたもちになるような感じがして、苦勞だけして成果がないというような感じがしているものですから。課長に通学区域についてどう思いますかと聞いてもなかなか難しいかなと思うんですけれども、そういう問題が絡んでいますので、ここだけで努力をすることでは限界があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

教育委員会の通学区域を撤廃したことで、きのうも出ていましたけれども、結局、宮崎市に集中する。これまでは入郷は日向に地区生徒寮をつくって、余分な負担を親もしていたわけですが、それがなおさらまた加速をするような状況ですから、そういうものをひっくるめて県全体の政策の中でいろいろと中山間地域の発展につなげていかななくてはならないというふうに思っております。これは別に答弁は要りませんけれども、ぜひ、そういう意味では全体の中での取り組みを強化して、働きかけもお願いしたいなということをおきたいと思います。

○前屋敷委員 私も今のに関連してなんですけれども、通学区域全廃に限らず、一般質問の中でも取り上げられておりましたけれども、高校の統廃合の問題なんですね。統廃合されて、何とか入郷あたりからも通学可能な学校があったにもかかわらず、そこがなくなって、より遠くの学校に行かなくてはならないということで、通学ができなくなるという点で、どこかに移住をするとか下宿をするとか、そういう形にならざるを得ない懸念が今、出てきているんですね。ですから、そういう問題も含めて、ここに次世代の育成だとかいう課題もあっていますけれども、そういう形でだんだんと向こうで定住して

暮らすという状況が困難になるということも出てくるので、そういうふうな総合的な課題も含めて、やはりこの計画の中には盛り込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、考慮をしていただきたいと思います。

○星原委員 今回の質問をするに当たって、計画案をずっと読ませていただいて、今まで大体取り組んできている流れではあるんですよ。当然継続してきているわけですからね。ただ、宮崎のことを考えたときには、県土の中の9割が中山間地域というんだったら、ここに光が当たらん限りは宮崎県の将来はないと思っているんですよ。だから、そうなったときに、どういう取り組みでそれを持続可能な中山間地にしていくか。それがうたってある中に、こういけば中山間地の持続・継続ができていくんだというその思いを——難しいんですけども、そこまで行くには、よっぽど何かを変った形で組み込まない限りは、これは避けられないんですね。

私の地元のことを思いながら考えていると、今、我々より上はいっぱいいらっしゃいますが、下は幾人もいないわけです。中山間地を守ることであれば、子供から各年代層がずっとその地域にいないとやっぱり守れないと。ここ5年、10年は何とかなくても、20年後はどうなるかという、若い人からずっとその地域に住める環境というのがつくれていないとだめなんじゃないかなという思いを強くしたんですよ。

だから、そういうことまで想定しながらつくっていかないとなかなか中山間地に光は当たらないんじゃないかなと。そういう中には、働く場所、所得なら所得でもいいし、企業なら企業でもいいし、皆さん方なら皆さん方の子供とか孫が逆にその地域に住みたい、住まわせるとした

ときには、何があれば安心してそういうところで住むような環境になるかという——我々は真剣にそこを考えていかないと。掲げてはあっても、実際実行していく中で、中山間地を本当に守るものというのは何で守っていくのかというのは、私には今のところまだ見えていないんですが——今回の4年間の一応枠の中なんですけれども、最終的には10年、20年後の宮崎の中山間地域がどうなっていくのかということのを想定しながら、今、この4年間をどうするかということじゃないかなというふうに思っています。これはなかなか答えを出すのが難しいとは思いますが、その辺のところをどうするかが宮崎が将来的には生き残りができるかどうかという、それが1つ。

もう一点は、今、宮崎市にという話もありましたように、我々のところだったら都城の中心地とか、高城だったら高城の役場周辺の地域、住むところと実際に仕事をして食べる場所が変わってくる状況もまた一方では想定しないと。過疎になっていけば、1軒や2軒の1人や2人の子供たちを持った若い人たちが行っても、今度は学校に行くといっても、学校が中にないと遠くなるとか、あるいは年とったら、今、商店はつぶれていますから、買い物をするでも病院に行くでも、地域の中の近いところになかなか住みづらいということになりますね。そうすると、住む場所と、働きに行く、農業なら農業であれば、車で行って、作業着に着がえて、トラクターでも乗って仕事して、また帰ってくる。その二面性が……。住まわせてそこを守るのか、生活面と考えた形で将来的にはいかないとたないのかなという気はするんですが、その辺はどういう想定をされていますか。

○福田中山間・地域政策課長 まず最初に御指

摘のありました、県土の9割を占めるので全県的な課題だという御指摘につきましては、まさにそのとおりでございます、この計画の構成も、その9割を占める全県的な課題であるがゆえに、まずは県の総合計画を基本として進めつつ、特に中山間地域に特徴的な事項についてこの計画に盛り込んでおるという構成にさせていただきます。

2つ目に、持続可能な中山間地域づくりを進めるに当たっては、やはり子供という観点が大事なのではないかという御指摘でございます。先ほどからさまざまな御指摘がありますとおり、やはり教育については重要な課題であるというふうに認識しております、そういった意味でこの計画の中にも書かせていただいております。教育だけではなくて、子供が育っていくためには、やはり親の仕事が必要ですので、そういう意味で雇用の確保、所得の確保について重点施策の1番目にも位置づけさせていただいたところであります。

それから、3つ目の居住の場所と仕事の場所が離れているケースがあって、そういう場合に先々、買い物弱者とか、そういう問題にもつながり得るといふに我々は認識をしております、そういう意味で買い物弱者対策ですとか、そういった居住の場所と仕事の場所が離れているがゆえの問題点、これについてもこの計画の中に盛り込んでおりますので、そういったことについてまた、検討・研究、各部局と連携させていただきたいと思っております。

○宮原委員 策定の経緯の中で7月から8月にかけてパブリックコメントをやられているということなんですが、意見としてはどういう意見が多いんですか。

○福田中山間・地域政策課長 パブリックコメ

ントにつきましては、7月20日から8月19日まで1カ月間やらせていただきました。その結果、12名の方から意見をいただいております。内容的には、例えば、鳥獣被害がふえて困っているとか、あるいは先ほどもお話が出ましたけれども、買い物弱者対策が必要だといったものが出ております。この点につきましては、計画の内容に織り込んでおりますので、そういうことで対応していきたいと考えております。

○宮原委員 ありがとうございます。

6月から7月にかけて県内8地区で市町村との意見交換をやられて、そして7月なのか8月なのか、今度は市町村長との意見交換ということになっていきますけれども、どのような形でこの意見交換というのはされたんですか。

○福田中山間・地域政策課長 まず、6月から7月にかけての市町村との意見交換会でございますけれども、これにつきましては、県の西白杵支庁、農林振興局、こちら辺も入れながら、ブロックごとに担当者レベルで意見交換会を開かせていただいております。その意見交換会に当たっては、中山間地域だけでなく、中山間地域ではない市町村も入れた上での意見交換ということでもさせていただきました。

それから、7月から8月にかけての市町村長、首長さんとの意見交換ですけれども、これにつきましては、私自身が各市町村、すべてではないんですけれども、回らせていただきまして、その中で首長さんと意見交換をさせていただいたところがございます。やはり意見として一番多かったのが、仕事がないと住みたくても住めないという御指摘がありましたので、そういう指摘も踏まえて今回の計画をつくらせていただいております。

○宮原委員 今、言われたように、市町村長さ

んたちのところに直接行かれたということですから、大変ありがたいというふうに思っております。開催するということが日にちを1日だけにしてしまうと首長さんは出てこれないということもあるでしょうから、出向かれたということは、これにけることの意気込みが十分伝わりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

中山間地域の山奥を見たときに、規制緩和の関係もあって、いろんなスーパーやらもなくなるというところもありますね。でも、今言われたように、買い物をする場所がない、近くに病院がない、いろんなものに不便をするということで、中山間地域の振興ということを考えたときに、すべての地域を全部維持するということはまずできないというふうに思います。市町村長さんなり、その地域と意見交換をする中で、たった2軒しかないところの道路をきっちり整備するというのはこれから先は難しいんだろうなど。どこかのところで聞いたんですけども、ここは将来的にはもう維持じゃなくてなくなる地域、そして、ここは維持してどっちかという振興する地域——振興計画という形をつくっていながら廃止というのはおかしな方向だというふうに思うんですけども、そこに住まれている年齢から見て、将来、ここの地域は興していかないかん地域、または廃止していかないかん地域というぐらいの県としての腹構えも持っておかないと、全部を守ろう守ろうとすると元も子もなくなるんじゃないかというふうに思います。そういう形で計画としては進めていかれるんだろうというふうに思いますけれども、時にはやっぱり厳しい目線でこの計画を実行していただきたいなというふうに思います。要

望でいいです。

○右松副委員長 外山委員のほうからもお話がありました件ですけれども、県民運動の展開で具体的な施策がやはり一番気になるところでございます。そういった中で、アクションプランで100万泊県民運動というのが地域経済循環システムの中に明確にうたわれております。やはりこの100万泊運動というのは知事の肝いりの政策でありますので、恐らく、これからも都度、その進捗状況であるとか、いろいろ質問等が出てくると思うんですね。実際、この間、知事に自民党県連で申し入れを、要望をしましたがけれども、その中で旅館業組合の人たちは100万泊運動に非常に関心があるんですね。観光浮揚といいますか、そういった意味で、ぜひ、この100万泊運動に関しては、知事があれだけスローガンとして「みやぎ感謝プロジェクト」と同様に出されていますので、具体策と今後の進捗に関しては、ぜひ追っていただければありがたいなと思っております。

○星原委員 100万泊のことでちょっと確認したいんですが、このカウントの仕方なんですが、今までがどれだけあって、その100万泊に乗せようとしているのか、新たに云々なのか。どういうふうにカウントして県民に訴えようとしているのか。やはり具体的にその辺のところを示していく何かを考えていかないと、みんなが乗ってくるかどうかだと思うんですね。その辺のところはわかりやすい感じで、言葉だけが踊るんじゃないくて、こういう感じでいうものを。だから、基礎的なものと、毎年ふやしていこうとしていくのか、ただそこだけの話でいくのかで……。

それと、今、修学旅行の話も出たんですけども、いろんな食べ歩きで行って泊まろうとか、

温泉なら温泉に行って云々しようとか、あるいはグリーン・ツーリズムで契約しておいて、都市部の人から山に行ってシイタケのほだ木に菌を打つときにこうやるとか、田植えをするとか。何か具体的にそういったものをしながらの中でその地域に行って1泊しようとか2泊しようとかという、そういう交流の場に、県北側とか県南側とか、お互いに町部とか農村部とか、そういう具体的なことを示してのうたい上げにしないと。県民に協働を求めようとしているのなら、そういうものまでして意味はそういうことか、そうしたら我々も家族で行って家族間の交流とか、友達を訪ねて行ってこうしようとか、いろんなことが出てくるんじゃないかなと思います。

その辺のところあたりの具体的にどうやっていくんだ、100万泊を目的にしたのはこういうものなんだというのが見えるようにしないと協力をもらえないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の取り組みもぜひ、よろしくお願いをいたします。

○渡邊県民政策部長 ありがとうございます。我々もそういうふうに思っております、先ほど、外山委員からも言われましたけれども、とにかく具体的な中身、アクションを示さないとなかなか映りが悪いということを思っています。

それから、中山間地域計画、最初に書いてあるんですけども、我々としましては、進行管理が一番大事でございます、これは施策の展開方向を示すだけです、具体的にどういう事業をやったのか、それを毎年、議会に報告する。これは議会のほうでつくられた条例に基づく計画でございますので、議会に報告するというのを明記しております。したがって、具体的に何をやったかが一番大事なわけで、方向等については、先ほど、星原委員がおっしゃ

いましたように、基本的には今までやっていることとそんなに変わらない。それを総合的にまとめたわけでございますけれども、具体的な行動あるいは施策をどういう形でやったのかが一番大事だろうと思います。それは議会のほうでもチェックしていただきまして、またいろんな事業展開についてサジェスチョンをいただきたいというのが一つでございます。

それから、もう一つ、先ほど、宮原委員から集落の話が出ました。これは今回の議会でも私、申し上げたんですが、集落については、中山間地域の中でも公益的な機能を非常に持って集落を維持している、それは県全体から見ると大切な地域であるというところについては、ある程度、公が関与して維持管理していくような時代が来るんじゃないか。一方、そこまでないような地域については、自然に戻すんじゃないんですけれども、そういう割り切り方等も今後、施策展開等で出てくる。ただ、それは十分市町村あるいは県も一緒になって正しく評価していく必要があると思うんですね。そのあたりのシステムも今後、課題になっていく。

集落の再編については、この計画でも入れております。17ページあたりに入れてあるんですけども、やはりそういう問題意識を我々は持っていますので、中山間地域全体の振興は大切でございますけれども、その振興の方法あるいは機能の維持についてはいろんなやり方があるということを我々も思っています。そういう視点で課題提起もしておりますので、今後、そういう方向で我々頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○山下委員長 次に、報告事項に関する説明を求めたいと思います。

○日高文化文教・国際課長 それでは、お手元

の平成23年9月定例県議会提出報告書の3ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

上から4段目の県有車両による交通事故の損害賠償であります。この事案は、ことし5月20日に楠並木通り前交差点におきまして、当課職員の運転する県有車両が、ここに記載のあります相手方の車両に接触したものでありまして、物件損害の和解契約を締結したところであります。損害賠償額は17万1,000円でありまして、全額、損害賠償保険から支払われております。交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後とも、その徹底を図っていくこととしております。

続きまして、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

平成23年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の19ページをお開きください。財団法人宮崎県立芸術劇場であります。

まず、平成22年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要でございますが、当財団は、県立芸術劇場の指定管理者といたしまして、県立芸術劇場がその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、管理運営に努めたところであります。

次に、2の事業実績についてであります。①県立芸術劇場の指定管理業務をごらんください。事業実績に記載のとおり、貸し館業務や施設設備の維持管理を行うとともに、第15回宮崎国際音楽祭の開催及び第16回の開催準備を

実施したところであります。事業費は、4億7,930万4,000円となっております。

次に、②県立芸術劇場の指定管理業務の自主文化事業ですが、事業費としましては、2億1,164万2,000円となっております。この自主文化事業では、劇場の3つのホールの特徴を生かしながら、当財団が主催者としてさまざまな事業を実施したところでございます。まず、①の招へい公演事業では、国内外の多様な舞台芸術を招聘し、鑑賞の機会の提供を行うものですが、3ホール合わせまして13事業で18公演を行いました。次の②自主企画制作公演事業では、県内在住・出身者等の舞台芸術関係者とともに公演を企画、実施する「みやぎきの舞台芸術シリーズ」やパイプオルガンを活用したコンサートなど7事業で18公演を行いました。次に20ページをお開きください。③の教育普及事業では、県民のための幅広い教育普及に努めているところでありまして、演劇講座やパイプオルガン講習会など16事業25講座を開催しました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書の163ページをお開きください。一番上の概要の枠の中ほどの総出資額ですが、15億226万2,000円となっております。このうち県の出資額は14億9,765万6,000円で、県の出資比率は99.7%であります。

次に、ページの中ほどの県関与の状況の枠であります。まず、枠内の上の人的支援についてですが、右側の平成23年度（4月1日現在）の状況としまして、役員数の合計12人のうち、県職員1人、県退職者が3人であり、また、下の職員数の合計24人のうち、県職員が8人、県退職者が1人となっております。次に、その下の財政支出等についてですが、平成22年度は、県

からの委託料が5億2,715万5,000円でありました。

次に、その下の主な県財政支出の内容の欄でございますが、平成22年度決算額の欄には県からの委託料の内訳を記載しております。まず、①の県立芸術劇場管理運営委託事業は、県立芸術劇場の施設の維持管理業務を行うもので、3億5,691万2,000円を指定管理料として支出しております。次に、②の宮崎国際音楽祭開催、準備事業は、宮崎国際音楽祭の開催業務に加え、次年度の準備業務を行うもので、1億3,098万1,000円を指定管理料として支出しております。次に、③の県立芸術劇場大規模改修事業は、県からの委託を受けて県立芸術劇場の施設・設備の修繕を行うもので、3,926万2,000円を委託料として支出しております。

次に、一番下の実施事業の枠ですが、先ほど実績報告書で御説明いたしました事業のほかに、(4)友の会事業や文化情報サービス事業も実施しております。

次に、その下の活動指標であります。まず、①の主催公演事業の入場者率は、目標値66%に対して実績値が59.6%となっており、達成率は90.3%であります。次に、②の劇場稼働率は、3つのホール全体の数字であります。目標値が72%、実績値が71.8%で、達成率は99.7%であります。次に、③の友の会会員数は、会員として登録している人数ですが、1,500人の目標値に対して実績値が1,153人で、達成率は76.9%であります。

次に、164ページをお開きください。まず、一番上の財務状況の枠内の左側、正味財産増減計算書について御説明します。平成22年度の列をごらんください。経常収益は9億2,677万7,000円に対して経常費用が8億7,097万7,000円で、

当期経常増減額が5,580万円の増となっております。これに下の経常外収益32万4,000円と合わせまして、当期の一般正味財産増減額は5,612万4,000円の増となり、一般正味財産期首残高の9,913万5,000円と合わせまして、一般正味財産期末残高は1億5,525万9,000円となります。また、その下の指定正味財産についてですが、当期の増減額が1億2,950万3,000円の減でありますので、指定正味財産期首残高16億4,703万9,000円から差し引きますと、指定正味財産の期末残高は15億1,753万6,000円であります。この結果、一般と指定を合わせた正味財産期末残高は、16億7,279万5,000円であります。

次に、枠内右側の貸借対照表について御説明します。平成22年度の列をごらんください。一番上の資産は、流動資産3億863万1,000円と固定資産15億1,874万5,000円を合わせまして、合計18億2,737万6,000円であります。また、その下の負債は、流動負債のみで、1億5,458万1,000円あります。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、16億7,279万5,000円あります。この正味財産のうち指定正味財産15億1,753万6,000円の内訳ですが、当財団の基本財産が3,000万円、自主文化事業を実施するための原資となる基金などの特定資産が14億8,753万6,000円あります。

次に、その下の財務指標でございます。まず、①の管理比率は、芸術劇場施設の管理運営に要する経費の額を経常費用の額で割ったものですが、目標値48%に対して実績値が51%で、達成率は94%であります。次に、②の入場料収入比率は、入場料収入額を総事業費で割ったものですが、目標値34%に対して実績値が37%で、達成率は109%であります。

最後に、一番下の総合評価の枠の右上、県の評

価についてであります。1つ目の黒丸ですが、当財団におきましては、これまでも県職員の理事や職員を削減し、県の人的関与の縮減を進めてきておりますが、今後も引き続き、県派遣職員の見直しや公益法人制度改革に伴う移行手続を着実に進めていく必要があると考えております。

次に、2つ目の黒丸、活動内容についてですが、活動指標がいずれも達成されておられません。これには劇場が県民文化の拠点としての役割を担っており、集客が見込めない公演や低廉な入場料で事業を実施する必要があるなどの側面もございます。今後は、事業内容の選択と集中による充実を図るとともに、広報宣伝やチケット販売促進、友の会会員拡大など、さらなる工夫をしていく必要があると考えております。

次に、3つ目の黒丸、財務内容についてですが、県からの指定管理料や基金取り崩しが収入の大部分を占めていることから、今後は、協賛金などの自主財源のさらなる拡充を図っていく必要があると考えております。

最後に、4つ目の黒丸、組織運営についてですが、平成23年度以降の職員体制や雇用形態の検討を行い、組織体制の強化が図られております。今後は、計画的な研修体制の整備など人材育成の充実を図っていく必要があると考えております。

ただいまごらんいただいた評価内容から、その下の4段階評価につきましては、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はAとしたところであります。

続きまして、23年度の事業計画について御説明いたします。

また戻っていただきまして、報告書の28ページをお開きください。まず、1の基本方針及び

2の事業計画をごらんください。基本的には22年度とほぼ同様であります。23年度の主な公演を例に挙げますと、宮崎では約10年ぶりの公演となります。11月のパリ管弦楽団や3月のNHK交響楽団による演奏会など多彩な事業を予定しております。

次に、30ページをお開きください。3の収支予算書の(1)総括表をごらんください。当財団では、この表の一番上の欄に記載しておりますとおり、一般会計と特別会計に区分して会計処理を行っております。一般会計は、指定管理業務のうち劇場の管理運営や宮崎国際音楽祭などの事業の収支を処理する会計で、特別会計は、指定管理業務のうち県民文化振興事業などの収支を処理する会計であります。

まず、I事業活動収支の部の1、事業活動収入につきましては、当収入の計の欄に記載しておりますとおり、一般会計と特別会計の合計で7億8,840万3,000円を計上しております。これは、一般会計では、管理事業収入、宮崎国際音楽祭受託事業収入、県補助金等収入などが主なものであります。特別会計では、主なものとして事業収入や当財団の基金取り崩し収入であります。

次に、表の中ほどに記載してあります2、事業活動支出計のとおり、一般会計と特別会計の合計で7億9,030万6,000円を計上しております。これは、一般会計では芸術劇場の管理運営に伴う人件費、管理事業費や宮崎国際音楽祭の経費、特別会計では県民文化振興事業に要する経費などとなっております。

なお、31ページと32ページには各会計の予算を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、財団法人宮崎県国際交流協会の経営状

況等について御報告いたします。

報告書の33ページをお開きください。まず、22年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要であります。国際交流協会では、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的として、各種の事業を実施し、本県の国際交流の促進に努めたところであります。

2の事業実績につきまして主なものを説明いたします。まず、(1)の交流推進事業であります。県民と在住外国人との交流会や国際交流ボランティア養成講座を開催したほか、外国人が見た宮崎を写真や絵画などを通じて表現する作品展を開催したところであります。事業費は217万7,000円であります。

次に、(2)の情報提供事業であります。機関誌「South Wind」や英語など4カ国語による国際プラザニュースを発行したところであります。事業費は593万円であります。

34ページをお開きください。(3)の在住外国人支援事業であります。在住外国人を対象に法律相談会や生活相談、日本語講座などを実施したところであります。事業費は1,095万4,000円あります。

また、(4)の国際化推進事業としまして、県内の団体の国際交流・協力活動に対して助成を行ったほか、県民の方を対象に国際理解のための講座などを実施したところであります。事業費は773万8,000円あります。

(5)のその他の事業であります。宮崎ブラジル親善協会から機関紙の作成・配布等を受託したものであります。

次に、経営状況等の詳細につきましては、報告書の165ページをお開きください。まず、一番上の概要であります。枠内の中ほどにありますとおり、総出資額は5億4,360万円、このうち

県出資額は4億4,307万円となっております。県出資比率は81.5%となっております。

次に、ページ中ほどの県関与の状況の枠であります。まず、枠内上の人的支援であります。右側の平成23年度(4月1日現在)の欄をごらんください。役員16名のうち、県職員が2名、県退職者が2名となっております。また、職員としまして県から1名を派遣しているところであります。次に、その下の財政支出等であります。22年度の実績は、県委託料が3,529万2,000円、県補助金が192万7,000円となっております。

その下の主な県財政支出の内容の欄をごらんください。まず、①の多文化共生社会推進事業であります。ここに記載の事業を国際交流協会に委託しております。平成22年度の決算額は、3,480万円となっております。次に、②の多文化共生地域づくり事業であります。①の事業を改善した形で平成23年度から実施しているものでありまして、予算額は2,478万8,000円となっております。次に、③の外国人も暮らしやすい地域づくり事業であります。「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金」を財源として、外国人住民の生活実態調査などを実施するものであります。予算額は520万円となっております。

次に、一番下の枠の実施事業につきましては、先ほど説明した内容と同様でございます。

次に、その下の活動指標であります。まず、①の研修・講座の延べ参加者数であります。目標値4,700人に対して実績値は2,864人、達成率は60.9%となっております。次に、②のホームページアクセス数であります。目標値2万5,000件に対して実績値は1万8,955件、達成率は75.8%となっております。③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数であります。目標値1万人に対して実績値は5,341人、達成率は53.4%と

なっております。目標値を大きく下回った理由としましては、年間を通して口蹄疫の影響が少なからずあったことなどが考えられます。

166ページをお開きください。一番上の財務状況であります。まず、枠内左側の正味財産増減計算書であります。平成22年度の列をごらんください。経常収益は4,713万3,000円、経常費用は4,611万7,000円、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、101万6,000円となっております。この額に当期経常外費用マイナス1万8,000円を合わせますと、当期一般正味財産増減額は99万8,000円となり、一般正味財産期首残高の5億4,523万4,000円と合わせまして、正味財産期末残高は5億4,623万2,000円となっております。次に、枠内右側の貸借対照表であります。一番右側の平成22年度の列をごらんください。一番上の資産であります。現金預金などの流動資産364万7,000円及び基本財産などの固定資産5億4,480万1,000円を合わせますと、資産の合計は5億4,844万8,000円となります。次に、負債であります。未払い金などの流動負債が221万5,000円となっております。したがって、正味財産は、資産から負債を差し引いた5億4,623万2,000円となっております。

次に、その下の財務指標であります。自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入の比率であります。目標値15%に対して実績値は17.8%、達成率は118.7%となっております。

最後に、一番下の総合評価の枠内の右上、県の評価であります。①の公社等改革の状況につきましては、公益財団法人への移行申請に向けての検討・準備が順調に進められ、また、県派遣職員の減を含めた職員体制の見直しについて具体的な検討が行われたとしております。②の

活動内容につきましては、活動指標はいずれも達成されていないが、市町村等とも連携し、講座などを地域へ展開する取り組みが行われている。さらに、県と連携・協働して全県的な視野から多文化共生社会づくりなどの取り組みを推進していく必要があるとしております。③の財務内容につきましては、県からの受託事業費が収益の多くを占める中、賛助会費の増など自己収益の増にも力を入れていく必要があるとしております。④の組織運営につきましては、職員の専門研修への参加のほか、県派遣職員を減らした場合の組織運営のあり方について、具体的な検討が行われたとしております。

ただいまごらんいただいた評価内容から、その下の4段階評価につきましては、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はBとしたところであります。

続きまして、平成23年度の事業計画について説明いたします。

報告書の39ページをお開きください。1の基本方針及び2の事業計画につきましては、平成22年度とほぼ同様の計画となっております。40ページの下(5)その他の事業の②でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、外国人も暮らしやすい地域づくり事業として基金を使った事業を新たに実施することとしております。

41ページをごらんください。3の収支予算書であります。I事業活動収支の部の1、事業活動収入であります。①から⑦までの各収入を合わせた事業活動収入は、合計で3,864万7,000円であります。主な収入としましては、①の基本財産運用収入と④にあります県からの受託金収入となっております。なお、対前年度比で857万9,000円の減となっております。その主な理

由は、県からの派遣職員の基本給等が県から直接支給されることとなったことなどにより、④の県からの受託金収入が減少したことによるものなどであります。

また、2の事業活動支出についてであります。①事業費支出と②管理費支出の合計は、3,914万6,000円となっております。

国際交流協会の経営状況等報告につきましては、以上でございます。

続きまして、財団法人宮崎県私学振興会でございます。

報告書の161ページをごらんください。まず、一番上の概要の枠の中ほど、総出資額でございますが、4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、ページ中ほどの県関与の状況の枠であります。まず、枠内上の人的支援の状況についてでございますが、右側の平成23年度（4月1日現在）の状況といたしまして、役員数の合計9人のうち、県職員1人、県退職者が2人となっております。

次に、その下の財政支出等についてですが、平成22年度は県補助金が211万1,000円となっております。内容は、下の主な県財政支出の内容の欄にありますとおり、事業名が私立学校教育研修補助金、事業内容としましては、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業の実施に対し、その経費の2分の1以内を補助するものでございます。決算額は211万1,000円です。

次に、一番下の実施事業の枠ですが、主な事業として、1の魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成事業等を行っており、2の教育研

修事業は、私立学校の設置者や教職員の資質向上や人権啓発の研修等の実施、3の融資斡旋事業は、施設整備に係る長期資金のあっせん等を行っております。

次に、その下の活動指標であります。まず、①の魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値5件に対して実績値13件となっており、達成度は260%であります。次に、②の研修参加者満足度は、教育研修事業における研修の参加者及び各会に対するアンケートにおける平均満足度のポイントであります。目標値が90ポイント、実績値が85ポイント、達成度は94.4%となっております。次に、③の融資斡旋利用件数は、目標値は利用件数2件、実績値はゼロ件となっております。これにつきましては、昨今の低金利状況が続く中で、私学振興会の会員であります学校法人が取引金融機関等から直接融資を受けるケースが多く、実績が上がっていないためと聞いております。

次に、162ページをお開きください。まず、一番上の財務状況の枠内の左側、正味財産増減計算書についてでございます。平成22年度の列をごらんください。経常収益は3,570万円に対して、経常費用が3,502万4,000円、当期経常増減額は67万6,000円の増となっております。経常外収益、経常外費用はありませんので、当期一般正味財産増減額は67万6,000円の増となり、一般正味財産期首残高4億3,167万6,000円と合わせまして、一般正味財産期末残高は4億3,235万2,000円となります。また、正味財産期末残高につきましても、同じように、4億3,235万2,000円となっております。

次に、枠内右側の貸借対照表について御説明します。平成22年度の列をごらんください。一番上の資産は、流動資産615万3,000円と固定資

産 4 億 2,771 万 9,000 円を合わせまして 4 億 3,387 万 2,000 円であります。また、その下の負債は、流動負債のみで、152 万円であります。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は 4 億 3,235 万 2,000 円、全額一般正味財産となっております。

次に、その下の財務指標でございます。まず、①の一般会計の自己収入比率は、基本財産運用収入に自己収入と自己事業収入を加えたものを当期支出合計で割ったものを計算しております。目標値 10% に対して実績値は 11% で、達成度は 110% であります。次に、②の管理費額は、目標値 3,000 万円に対して実績値は 3,140 万 4,000 円、達成度は 95.3% であります。次に、③の教育研修事業費比率は、総支出額に対する教育研修事業費の割合を算出しておりますが、目標値 50% に対して実績値は 45%、達成度は 90% であります。

次に、指標の設定に関する留意事項でございますが、自己収入比率の指標につきましては、私立学校関係団体からの事務受託事業に係る収入は特別会計としておりますので、もともと低く算出されておるところでございます。

最後に、一番下の総合評価の枠の右上、県の評価についてであります。1 つ目の黒丸ですが、教育研修事業の原則有料化による財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上及び効率的な基本財産の運用については、一定の評価ができると考えております。2 つ目の黒丸ですが、融資斡旋事業のように低調な利用状況の事業について、状況改善の努力は続けるべきであると考えております。最後に、3 つ目の黒丸ですが、現在実施している事業の有益性は認められますが、新公益法人制度への対応を計画的に進めていく中で、実施組織の形態等については、検討、整理を行っていくこと

が必要であると考えております。

その結果、下の評価でございますが、活動内容につきましては B、財務内容につきましても B、組織運営につきましても B という評価にしておるところでございます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、損害賠償額を定めたことについての質疑を承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、ただいま説明のありました県が出資している法人等の経営状況についての質疑を行います。

まず、宮崎県立芸術劇場についての質疑を承りたいと思います。

○鳥飼委員 芸術劇場についてお聞きしますが、163 ページに大規模改修事業について触れてありますけれども、ことしが 1 億 1,500 万、計画はどんなふうになっていたんですか。進捗状況を御説明いただけますか。

○日高文化文教・国際課長 大規模改修につきましては、平成 18 年度におきまして、平成 27 年度までにどのぐらい改修が必要なのかということで、その当時見積もったところでは 19 億円ぐらいかかるのかなという試算をしております。それで平成 22 年度までで実際 4 億 3,000 万円ぐらいしか改修はできておりませんので、単純に考えますと大体 13 億円ぐらい必要な額は残っているということではございますけれども、改修の考え方といたしまして、一番初めにはお見えになる方々の安全を考えるとということと、貸し館事業に影響がないようにという考えがございますので、優先順位があるものからやっていっております。今現在では 4 億 3,000 万円しかやっておりますが、何とか支障のない形で改修を進

めてきているというふうには考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、事業をやりながらですから、そういう関係で長期になっているということでしたかね。

○日高文化文教・国際課長 改修といいますのは、例えば照明をかえたりとか、そういう定期的なものとは別に、5年に一遍とか10年に一遍必要な舞台周りの改修もございます。改修につきましては、基本的には県の施設ですから県の予算で実施するんですけども、今、財団の基金のほうから取り崩しの中の半分は県のほうにいただいた形でやっております。何分に額が大きいものですから、県の財政的な予算の問題もございまして、なかなか思うように進まない面もございます。

○鳥飼委員 わかりました。県立ですから、法人の基金から金を出せというのはちょっとおかしな感じもしないでもないですけども、そういうことをやっておられるということですね。

それで、指定管理制度がこの間変わったばかりですね。今回、行政経営課の議案なんですけれども、「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」で非公募にすることについても提案が上がっておるんですが、指定管理制度が始まったときも申し上げたんですけども、これまで積み上げてきた歴史というものがあって――要するに県がつくったということですね。もう少し文化的な事業というものを宮崎県の中にも普及させたいという当時の松形知事の思いとか、置県100年の思いとか、そういうものをもととしてできてきて、地方自治法の改正があって、それに全部乗っかっていったということで、私はそのときに、すべて乗っかるというのは適当じゃないんじゃないですか、いいことはないですよということを申し上げた経緯があるんです。今

のところ、財団法人宮崎県立芸術劇場しか手を挙げていないですからいいようなものの、例えば、そのとき申し上げたのは、公募の場合だったら、吉本興業とか県外のそういうふうなところの資本がやるということも起きる可能性はあるわけですね。しかし、それは排除しなくてはならないというふうに私は思っているんです。

それから、今度の議会でも出されました地域経済循環型システムという面からも、宮崎県の文化事業としてやっていくわけですから、安いということではほかのところが入ってくる可能性というのは排除しておったほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その辺の議論というのはされているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○日高文化文教・国際課長 指定管理者制度ができて、平成18年度から劇場が5年間指定管理を受けまして、新たに第2期の指定管理を平成23年度から27年度まで5年間、今、受けるようになっております。27年度まではこの財団法人宮崎県立芸術劇場が指定管理ということで劇場の管理運営をされるんですが、一つにはやっぱり今、委員がおっしゃいましたように、今後どうしたらいいのかという問題は当然出てくると思います。その中で、確かに、今の県立芸術劇場は県民文化の拠点という意味合いがどうしても一つの大きな要素になっておりますので、そういうのを踏まえながら、一方では、財団法人宮崎県立芸術劇場は今、新しい公益財団法人への移行を考えております。そうなりますと、かなり自立した形の公益財団法人になりますので、そういう新しい形を踏まえた形で今後、この県立芸術劇場をどういう形で、運営をだれに任せていくのか、そういうのも含めて、まだ時間はございますけれども、今後、十分検討して

いく必要はあるのかなというふうに考えております。

○鳥飼委員 本会議でも申し上げましたけれども、宮崎駅にあるKITEN（きてん）ですか、大きなビルといますか、バスの営業所とかホテルとか一緒になったのができて、あれの1次請けというのは県内の企業じゃないというふうに思っているんです。そうすると県内の企業でやれないんだろかなという思いが私にはあるわけです。地域経済循環システムというのは、まさに県内の地場産品を愛用しようと、たばこを町内で買いましょうというのが出てきますけれども、それそのものだというふうに思うんですね。そのことなしには宮崎県の経済はよくなるというふうに思うし、雇用も、先ほど中山間地の問題が出ましたけれども、そこにお金が落ちないと雇用もできないし、その地域の発展につながらないというふうに思っているんですね。そういうふうに考えると、そういう要素というのは排除していかないと、もし、仮にそういう道をあけたままにしておくと、確実に外に出ていくのが出てきますね。

パチンコ屋が——私はパチンコはしないんですけども、20年ぐらい前にやめたんですが——駅から左のほうに行ったところに全国チェーンの大きいのが来ていますね。何とかというのが来ているんですけども、バスの上から見るとわあっと入っています。お金を東京とかそういうところに持っていくんですね。パチンコ屋の地場産業をというのもまたおかしな話かもしれませんが、地元にお金が落ちるシステムというのをつくっていく必要があると思いますので、ただ単に指定管理者制度ということだけで考えるんじゃなくて、自治法の問題だけで考えるんじゃなくて、地域経済を浮揚さ

せる、維持をするという観点から、そういう判断もぜひお願いをしたい。

ですから、私は県立のままでいいのではないかなという思いもありますけれども、ぜひ、今後、検討していただきたいと思います。

○日高文化文教・国際課長 今、委員おっしゃいましたように、平成28年度以降、指定管理のまましたときに、要件をどういう形で入れていくのか、地元に着したという形の基準もございまして、また、指定管理じゃなくて違う形のやり方があるのか、そういうことも含めまして、今後検討していくことになるかと思っております。

○山下委員長 ほかにありませんか。なければ、国際交流協会のほうの質疑に入りたいと思いません。

○前屋敷委員 状況を教えていただきたいと思うんですけども、今、県内にいらっしゃる外国人の方々は何名ぐらいいらっしゃるのか、そういうものを全部そちらのほうで把握されているのかどうか。国間で留学も含めての関係だけなのか、状況を教えてください。

○日高文化文教・国際課長 外国人登録をされておる方の数だと思うんですが、県内に約4,200人ぐらいおられまして、中国からの方が半分ぐらいを占めておる状況でございます。

○前屋敷委員 今、4,200人ということですが、こういう方々を対象に、交流会の企画だとかボランティア養成講座を開催するとかということをされていると思うんです。県内各地に居住していらっしゃると思うんですけども、定期的というか、コミュニケーションといますか、県との連絡などは、こちらからとったり、向こうのほうから県のほうにいろいろお尋ねがあったりとか、そういう関係で日常的につながりが

あるものなんでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 対象になりますのは、確かに4,200名の外国人の方もですけども、そういう方々を支援している日本の方も含めて対象にしております。4,200人ではございますが、宮崎市に3分の1、1,400人ぐらいとか、やっぱり宮崎とか都城、延岡は数が多いでございます。確かに、小さい西米良村とかになりますと10人もいないぐらい、かなり数が少のうございます。そういう方々とのコミュニケーションのとり方でございますけれども、基本的には、その市町村に国際関係の窓口は置かせていただいております。確かに、総務課の方が兼務されたりしておりますが、第一義的にはその市町村で国際関係の情報を得ていただく。続きまして、国際交流協会、県にございますので、そことやっていただいたりとか、直接県のほうに問い合わせなんかがある場合もございますが、そういうのを生かしながら、できるだけコミュニケーションを図っていらっしゃるとうございます。

○前屋敷委員 続いてですが、この4,200名の方々は、流動的な数だと思うんですけども、長年宮崎に定住しておられる方とか、永住される方もいらっしゃるかわかりませんが、そういう方が多いんですか。宮崎で定住しようとして来られた方とか、短期間だけ宮崎にと……。それと、仕事はどういう職種につかれて生活の糧を得ておられるのか、そういった状況を教えてください。

○日高文化文教・国際課長 在留外国人の4,200名ぐらいの方ですが、在留資格がございまして。今、おっしゃいましたように、例えば、一番多いのは永住者の方で、大体4,200名のうちの900名近くおられますので、20%はおられるのかなと思います。永住者と申しますのは、素行善良

で自分で生計を立てられる方、それと日本の国益に合致する方という要件はございますけれども、そういう方が20%ぐらい。また、技能実習生という方が、例えば、カツオ・マグロの漁船であるとか、農業の実習生で見えている方もおられます。そういった方々が20%ぐらい。それ以外の方は特別永住者と申しまして、サンフランシスコ平和条約のときに認められた、日本の国籍がなくなった方ですが、こちらにおられる韓国の方とか朝鮮の方、そういう方々が400人ぐらい、10%ぐらいおられるという状況になっております。

○前屋敷委員 いろいろ今、国際化が進んでいるんですけども、それこそ、いろんな異文化の方々がいらっしゃる。永住されるとなると、かなり日本の文化にも溶け込まれていらっしゃるということで、子供たちにも国際的な視野だとか感覚だとかを身につけてもらうという意味では、4,200名の方々が外国からいらしているという点では、日常的な中で接触だとか交わりなどのかなりいろんな企画もされておられるんだと思うんですけども、そういうことは非常に大事なことだと思うんですね。やはり文化が違ったり生活様式が違ったりということで、お互いを認め合った中で地域で暮らしていく、そういったものを今後大事にするという観点からも、特別な企画が、それぞれの市町村での企画もあるのかもしれないんですけども、いろんな方とコミュニケーションがとれるような、そういう企画というものは意識的にされておられるのか。

○日高文化文教・国際課長 今の御指摘は子供のころから国際交流をとという話かと思いますが、私ども、協会とも一緒になりまして、小中学校に国際交流員等が行きまして、国際理解講座と

いう講座をやっておりまして、そこで外国の慣習でありますとか、地図でどこにありますとか、食でありますとか、そういうのを教えるような講座を出前で各小中学校に行き行ってやっております。それとは別に、語学につきましては、JETの交流事業で外国語指導助手、ALTといいますが、こういう方を県内64名ぐらい、高校とかに配置をさせていただいておりますので、そういうことで語学も含めた国際交流というんでしょうか、子供に対してはそういうのを図ってきているところがございます。

○前屋敷委員 ありがとうございます。

○山下委員長 なければ次に入りたいと思います。次に、宮崎県私学振興会について質疑に入ります。

○右松副委員長 3つ、総括していろいろと私の考えも含めて申し上げたいんですけども、県関与状況をチェックしていく中で、人的支援はさておいて、県財政支出の状況、こういったところをどうしてもチェックしていく中で、芸術劇場は当然、突出して5億2,715万、国際交流協会が3,529万、私学振興会が211万。財務状況を優良にしていくということを考えていく中で、そうすると事業の収入増を図っていくわけなんですけど、その中で活動指標というのは非常に着目しております。そして、それにあわせて総合評価についてもチェックをしていくところなんですけど、各3つの法人の中で、評価はおおむね良好だということでB評価あるいはA評価になっていますので、進捗状況はいいのかなというふうに考えてはいますけれども、その中で課題が当然出てくるわけでありまして、例えば、芸術劇場であれば劇場の稼働率であったり、あるいは友の会の会員数が達成度からピックアップされてくるわけでありまして、

そういった中で、具体的な対策としてこの総合評価の中に大変よく分析されているとは思っています。総合評価の中でこの問題・課題に対してどう具体的に取り組んでいくのか。例えば芸術劇場であれば、自己評価の中に広報宣伝や営業活動の強化というふうに出ています。ですから、それについてどのように具体的に強化していくのか。あるいは国際交流協会であれば、多様なニーズに対応した事業内容の見直しというのがあります——これはどのような形で事業内容を見直していくのか。あるいは私学振興会であれば、融資総額、金利の設定に一層努め、利便性の高いものにしていくと——どのように設定していくのか。具体的にさらに踏み込んでこの自己評価の中に課題解決の部分が入ると、非常にこちらとしてはありがたいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、定点観測で追っかけていかないと、ことし一年で単純に評価することはできないんですけど、あくまでも県関与の部分と、財務内容をよくしていくために、箱物であれば単体での事業費をいかに上げていくか、そういうふうを考えておりますので、ぜひ、分析関係に関しては、これでも大変すばらしいと思っておりますけれども、さらに踏み込んだ具体策を盛り込んでいただくといいのかなと思います。もし、この場所に事業者の代表者がおられれば、私はやっぱりそこを聞いてくると思うんですね。ですから、その部分が非常に大事なかなと思っております。これからいろいろと注目していきたいなと思っております。

○日高文化文教・国際課長 確かに、副委員長がおっしゃるように、県の評価のところは、どうしても枠がございますので、かなり大ざっぱな答えになっておりますが、書いてある内容を

具体的にどうしていくのかというのは非常に大事だと思っております。ここには書いておりませんが、例えば、今、副委員長がおっしゃいましたように、劇場でありましたら、友の会の会員数が1,500に対して76.9%でございます。会員拡大というのは書いてありますが、具体的に言いますと、現在、友の会会員の年会費が3,000円です。その会費をどうしていくのかとか、その特典のあり方、ポイントカードというのがございますが、そのポイントカードの点数をどうしていくのかとか、集め方としまして、例えば人気のある公演がございます。たくさんお客さんが見えるときに、友の会の会員になりませんかという御案内をすとか、そういう具体的なやり方も、実はここには書いておりませんが、考えております。

また、私学振興会の融資あっせんも目標2件でゼロ件なんですけど、実は今、例えば私学振興会が宮銀さん、太陽銀行さんとお話し合いであっせんする利率が2.9%なんです。一方で、私学振興共済事業団というのがございまして、そこからお借りすると今、1.8%でございます。したがって、どちらかというところの事業団のほうに行ってしまうという実態があるんですね。ですから、今後の課題としましては、例えば宮銀さん、太陽銀行さんとの間でもっと協定の利率を安くできないかとか、そういう具体的な対応は今、考えておるところでございます。この枠の中には書いておりませんが、副委員長がおっしゃるような、そういうのは具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○右松副委員長 課題の部分の着目点はしっかりとしておられると思いますので、これから定点観測で追っていく中でどれだけ改善していっ

たか、それから、県の財政の関与に関してどこまで圧縮していけるという部分をこれからまた見させていただきたいなと思っております。

○山下委員長 よろしいでしょうか。なければ、まだ午前中ちょっと時間はありますが、その他の説明に40分ほどかかりますので、午後に行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、これで午前の部の審査を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

その他の報告事項に関する説明を求めます。

○茂総合政策課長 それでは、総合政策課から5点、御報告を申し上げます。

まず、平成23年度の政策評価の結果についてであります。

政策評価につきましては、「新みやざき創造計画」の重点施策であります新みやざき創造戦略に基づきまして、第三者委員による評価委員会において外部評価を行ったところでございますが、その結果につきまして概要を御説明いたします。なお、別冊といたしまして、それぞれの戦略評価シート及び外部評価委員会からの報告書をお配りしております。説明につきましては、主に委員会資料で行いたいと思います。

委員会資料の7ページをお願いいたします。まず、1の評価内容の(1)の評価対象でございますが、新みやざき創造戦略は、3つの戦略を構成いたします16の枝戦略・56の重点項目・122の取り組み事項で成り立っております。そのうちの122の取り組み事項につきまして

内部評価を実施いたしましたして、その結果を踏まえ、56の重点項目において外部評価を実施いたしました。(2)の評価方法につきましては、進捗評価と成果評価を行ったところです。まず、進捗評価につきましては、工程表に基づきます22年度単年度の取り組みの進捗状況を評価しました。成果評価につきましては、工程表に基づく取り組みによりまして、19年度から22年度までの4年間にどのような成果が得られたかにつきまして、社会情勢等も勘案しながら評価することといたしました。その進捗、成果それぞれをA、B、Cの3段階で評価をいたしました。

2の評価結果でございますが、進捗につきましては、(1)にありますとおり、56項目のうち、Aが31項目で全体の約55%、Bが25項目で約45%となっております。昨年度は口蹄疫の影響等もありまして予定どおり実施できなかった事業もありますけれども、各項目の施策の目標には近づいております、おおむね順調に進んでいるとの評価でございました。一方、成果でございますが、(2)にありますとおり、Aが20項目で全体の36%、Bが35項目で63%、成果が判断できないとして3段階評価を行わずにバーとなったものが1項目ありました。B評価が63%と多くなりました要因としましては、近年の厳しい経済情勢あるいは口蹄疫の影響等があるものかと考えております。

評価委員会におきましては、戦略ごとの分科会、全体会で熱心に御審議をしていただいたところであります。評価の決定以外にも、各項目の課題、あるいは今後の提案等につきまして意見交換をさせていただいておりますので、その主な内容につきまして御説明したいと思います。

恐れ入りますが、資料は別の資料になりますけれども、資料5、評価委員会からの報告書の12

ページをお願いしたいと思います。一番下になりますけれども、まず、枝戦略1—2、学力・スポーツレベルの向上というところにおきましては、少人数学級実施校へのアンケート調査結果について、その結果を検証・分析をして今後の施策に生かしてほしいとの御意見がありました。これにつきましては、教育委員会のほうで、今後も少人数学級が生徒指導や学力に及ぼす効果について検証をし、多学年への拡充について検討するという事としております。

次に、13ページの一番下をごらんいただきたいと思えます。枝戦略2—1、医療提供体制の充実でございます。医師修学資金貸与制度について、計画貸与数は上回っており、医師確保に向けた取り組みは進められているけれども、医師として勤務が始まる来年度以降、貸与条件の履行あるいは専門科の振り分けなど、しっかりと当初の目的が達せられるよう対応してもらいたいという御意見がありました。この件につきまして、本県の地域間あるいは診療科目間における医師の偏在は依然として残っておりますので、アクションプランの工程表の中におきましても、引き続き、医師の確保数について目標数を掲げ、重点事項として取り組むことといたしているところであります。

それから14ページ、枝戦略2—3、防災対策の推進、この一番上のぼつになりますけれども、2行目にありますように、防災関連の評価に際して、現行は進捗イコール成果とみなしている場合が多いので、成果評価のあり方についても検討を進めてほしいとの御意見がありました。これは、成果を判断するための資料が少なかったということについての指摘でありますので、今回、アクションプランの工程表の中におきましては、緊急輸送道路の改良率、あるいは河川

整備率、都市浸水対策達成率など、でき得る限り防災対策の成果が判断できる取り組み指標を明記したところでございます。

さらに、その下の枝戦略2-5、環境保全の推進におきましては、新エネルギーの導入促進について、この計画を策定した当時よりも加速化しなければならない状況にあり、今後さらなる取り組みが必要であるとの御意見がありました。東日本大震災後の原発事故の状況等を踏まえての御意見だと思っておりますけれども、本県におきましては、ソーラーフロンティア構想に基づきまして、太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入に積極的に取り組んできておりまして、今後、国のエネルギー政策の動向も見ながら、さらに加速化した取り組みを進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

それから、一番下にあります枝戦略3-1、「みやざきブランド」の総合プロモーションでございます。15ページに移っていただいて4つ目のぼつになりますけれども、地産地消については、小売業者の意識啓発をしていくことが重要であり、意識調査についても今後は小売業者を対象に行ったらどうかという御意見がございました。これにつきましても、アクションプランの中で、地産地消を進めることで資金や価値が県内を円滑に循環するような仕組みづくり、いわゆる地域経済循環システムの構築に取り組んでいくこととしておりますので、その一環として検討してまいりたいと考えております。

このほか、さまざまな御意見・御提案がございました。今回の政策評価の結果、あるいは外部委員からの御意見等を踏まえまして、それぞれの施策につきましても、これからの事業展開の検討に生かしていきたいというふうに考えております。

なお、今回のアクションプランの政策評価につきましては、現在検討中でございますけれども、これまでの評価のあり方について十分検証しながら、よりよい評価ができるように工夫・検討していきたいというふうに考えております。

次に、委員会資料にお戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。未来みやざき創造プラン工程表についてでございます。

1の作成の趣旨でございますように、この工程表は、本年6月に策定いたしましたアクションプランの重点施策を着実に推進していくために、その実施過程を明らかにするものでございます。

この工程表の構成でございますけれども、中ほどの表に記載しております10のプログラムに沿いまして整理をいたしております。

たびたび恐縮でございますけれども、資料6の工程表をお願いしたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。プログラムの1、危機事象への対応と再生・復興プログラムで具体的に申し上げますと、まず、1ページに指標1、災害に対する備えをしている人の割合、あるいは指標2、自主防災組織率などを記載しておりますが、これは、アクションプランの中で掲げております重点指標でございます。また、その下にアクションプランで掲げております取り組み方針を記載しております。

それから、1枚おめくりいただきまして、2ページでございますが、これをごらんいただきますと、アクションプランで掲げました重点項目ごとの取り組み事項、例えば、ここでいいますと、1-1、危機対応の機能強化、1-2、危機に対する的確に行動できる人づくり・地域づくりでございますけれども、この取り組み事項

ごとの指標を、例えば、重大危機事象に係る訓練・演習の実施状況、あるいは県内の防災士の数という形で設定をし、進行を管理することとしておりまして、これを取り組み指標というふうに申ししております。また、それぞれの取り組み事項の中におきましては、危機事象に対する迅速・的確な対応のための取り組み、あるいはさまざまな状況を想定した対応の検討といった、項目ごとに担当部局と具体的な取り組み内容を記載しているところであります。

以上のような形におきましてアクションプランの取り組みを整理しておりまして、プログラムでいいますと10、さらには31の重点項目、77の取り組み事項、48の重点指標、そして163の取り組み指標、こういうもので管理をしていきたいというふうに考えているところであります。現在、この工程表に沿いまして、各部局においてそれぞれ事業を実施しているところでございますが、工程表の中身につきましては、進捗状況あるいは成果等を踏まえながら、毎年度毎年度見直しを行いまして、公表をしていきたいというふうに考えております。

次、3点目でございますが、再び委員会資料にお戻りいただきまして、12ページをお願いいたします。「みやざき元気プロジェクト」について御報告いたします。

既に御存じのとおりですけれども、県におきましては、今後4年間の県政運営の指針となりますアクションプランを策定いたしました。あわせまして、6月と今回9月の補正予算案によりまして、今年度における重点施策の取り組みがそろうということになります。また、口蹄疫の復興財団等のファンドを活用いたしました口蹄疫復興対策事業の枠組みも整ってきたところでございます。また、県におきましては、口蹄疫

や円高の影響等によりまして、経済活動そのものが非常に停滞をしているという現状にあります。アクションプランにおきましては、このような緊急的な課題に対応しつつ、将来に向けた産業づくりに取り組むこととしておりますけれども、その第一ステップとして、このたび、この経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」の展開を図ることといたしました。

なお、この「みやざき元気プロジェクト」という名称につきましては、知事が命名したものでございます。

今年度におきます予算規模は、今議会に提案しております補正予算案など含めまして、重複を除きまして、事業として241事業、総額で約1,122億円となっております。その内容でございますが、このプロジェクトについては3つの柱で構成いたしております。

そのうちの1つ目が、まず、1)の停滞しております県内経済活動の回復でございまして、760億円余を予定しております。この中におきましては、①緊急的な経済・雇用の下支えといたしまして、中小企業等の経営基盤強化、建設産業の育成、若年者などの就職支援や雇用の維持・回復などに取り組みまして、また、②といたしまして、公共事業等の適切な実施といたしまして、県単公共事業を前年比で増額措置するなど、公共事業の積極的实施に努めることにしております。また、③危機事象からの再生・復興といたしまして、口蹄疫終息宣言1周年イベントなどと連携いたしました県内の需要喚起あるいは観光誘客対策など、県内の経済活動の早急な回復に努めてまいります。

次に、13ページでございますけれども、2目の柱、2)の将来を見据えた産業づくりのスタートアップでございまして、552億円余を予定し

ております。この中では、①食の王国みやぎきづくりに向け、農業の生産体制の強化、農商工連携など総合的な食料供給産業の展開、また、耕畜バランスのとれた産地構造・産業構造への転換などに取り組みます。また、②将来の経済・産業発展の基盤整備におきましては、戦略的な企業立地、東九州メディカルバレー構想推進による産業の集積、東九州自動車道や細島港等の整備、さらには交通・物流ネットワークの高度化に向けた取り組みなどを開始することといたしております。次の14ページでございます。③観光交流の促進とグローバル化に対応した海外展開でございますが、観光・物産の総合的な情報発信、「みやぎき東アジア経済交流戦略」の策定などに取り組みます。また、④では、環境・新エネルギー先進地を目指した取り組み、その中では新エネルギーの拠点づくりなど将来の産業化を目指した展開、あるいは森林・林業・木材産業の強化を図ってまいります。

最後に、3)の地域経済循環システムの仕組みづくりについてであります。15ページにこのシステムの基本的な概念図をお示ししております。その中では、左側の欄にお示ししておりますとおり、本県におきましては、農林水産物や林地残材、優秀な若者などの資源が県内でうまく循環せず、これが企業収益の減少あるいは雇用の減少、ひいては消費の減少につながり、そしてさらなる収益の減収につながるという、いわゆるマイナスの連鎖状態に陥っているのではないかというふうに考えております。この解決のためには、中ほどになりますけれども、付加価値をつくり出す、あるいは資産を活用していく、資産の流出を防ぐ等の3つのルートによりまして、一番右側の欄にありますように、農林水産物の県内加工の促進、あるいは今回もたび

たび御質問いただきましたけれども、広い意味での地産地消の拡大、それから化石燃料から新エネルギーへの転換、また県内の公共交通機関の利用促進、あるいは100万泊県民運動のような県内観光の促進、さらには優秀な人材の流出を防ぐための環境整備など、具体的なアクションにつなげてまいりたいと考えております。

先ほど来、この委員会の中でも100万泊県民運動あるいは地域経済循環システムについてたびたび御質問、御意見をいただいておりますけれども、我々、これからなるべく早く取り組み指針等を策定いたしまして、県民の皆様へ情報提供し、県民一体となって取り組んでいくような体制をとっていきたいというふうに考えております。全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、委員会資料の17ページをお願いいたします。宮崎駅西口拠点施設の整備についてでございます。施設整備の完了が間近となりましたので、現在の状況等について御報告をいたします。

本事業につきましては、県及び宮崎市が駅の西口に所有しております土地を一体的に活用するという方針のもと、平成19年度に、宮崎市において民間事業者による事業の公募が行われました。この公募で選ばれた民間事業者に対しまして、平成22年の3月から県有地・市有地の貸し付けを行いまして、近く一体的な施設がオープンするというものでございます。

資料をおめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。そこに全体の配置図を掲載しております。この図でございますけれども、少し右側にありますのが駅前のロータリー広場になります。そこから順に左のほうを見ていただきますと、高速バスの乗降所、壺番館ビル、

そしてそのビルの下にフェニックス広場がございます。そして、その左に立体駐車場、2輪駐輪場、多目的広場という並びでございます。このうち、一番右から壱番館ビル、フェニックス広場までが市有地でございます。そして立体駐車場から左が県有地でございます。

17ページにお戻りいただきたいと思いますが、1、壱番館ビルのオープンについてでございます。建物は現在、内装工事を行っておりまして、9月末に竣工する予定でございます。10月以降、準備が完了した店舗から順次開店をいたしますけれども、ビル全体のグランドオープンは11月3日となっております、同日付で式典も予定されております。

次に、2の壱番館ビルの概要についてでございます。公募によりましてKITENという愛称がつけられております。その公募には3,919件の応募がありまして、その中から名づけられたのがこのKITENでございます。ビルの規模は、地上14階建てで、延べ床面積は約2万平方メートルでございます。ビルの所有者は、宮崎商工会議所の会員企業を中心に設立されました宮崎グリーンスフィア特定目的会社ということでございまして、基本的には賃貸というふうになっております。

続きまして、各フロアの入店状況でございますが、表の下のほうから御説明いたします。1階には飲食、バスセンターのチケット売り場、スポーツプラザ、物販、金融機関等が入る予定でございます。2階には飲食、クリニック、美容室、さらに3階にはショールーム、各種の資格取得ができるための教室、それから県の施設でございますけれども、ジョブカフェがカーリーの8階から移転をして入る予定になっております。4階、5階には複数のオフィスが入る予

定でして、6階には人材派遣業のテンプスタッフ株式会社のコールセンター等が入る予定でございます。また、7階と8階の一部に宮崎商工会議所の事務所、コンベンションの施設が入る予定です。なお、この7階と8階の商工会議所の部分につきましては、賃貸ではなく、区分所有というふうになっております。最後に、JR九州ホテル宮崎についてでございますけれども、8階がフロントとロビー、朝食用のレストランとなっております。そして、9階から14階に客室が141室整備されることとなっております。なお、1階から5階の一部につきましては、入居について現在も交渉中の案件があると事業者から伺っているところであります。

次に、資料をおめくりいただきまして、19ページをお願いいたします。下の平面図の真ん中から少し左のほうに縦にA、B、Cとありますけれども、このように高速バスの停留場所が3カ所設置されまして、この部分につきましては、10月1日から供用開始される予定でございます。

それから、さらに資料をおめくりいただきまして、20ページをごらんいただきたいと思えます。上の段には高速バス乗降所のイメージ図をおつけしております。下の段は、壱番館ビルの現況写真を掲載しております。既に外観はでき上がっているということでございます。

それから、21ページでございますけれども、この上段には、これもでき上がっておりますけれども、立体駐車場の現況写真でございます。そして、21ページの下段は多目的広場の計画図を掲載しております。公園のようなイメージで整備されまして、常時、一般に開放されまして、さまざまなイベント等にも活用されることとなります。

西口拠点整備は以上でございます。

それから、最後になりますけれども、23ページをお願いしたいと思います。地方自治法施行60周年記念貨幣についてでございます。

昭和22年に施行されました地方自治法は、平成19年に60周年という節目を迎えました。これを記念いたしまして、47都道府県ごとの図案によります1,000円と500円の2種類の記念貨幣が順次、平成20年度から28年度までの間で国により発行されているところであります。宮崎県分につきましては、発行時期が平成24年度の前半というふうになっております。

1,000円貨幣につきましては、これまでの例からいたしますと、造幣局から約10万枚が6,000円で通信販売される見込みでありまして、応募者多数の場合は抽せんとなる予定です。素材は銀、色はカラーということになっております。500円につきましては、全国の金融機関窓口で約190万枚が500円で販売される見込みでございます。こちらにつきましては、素材はニッケル黄銅色で色は2色になっております。

デザインにつきましては、表面は各都道府県を象徴する図柄を、裏面は全国共通の図柄を取り入れることになっておりまして、最終的には閣議において決定されることになっております。本県分のデザインのメインテーマにつきましては、平成24年度に竣工80周年を迎えます宮崎県庁本館でございまして、1,000円貨幣、500円貨幣のいずれにも県庁本館に関するデザインが採用されることとなっております。

具体的な発行時期、販売枚数、デザイン等につきましては、今後、国において決定される予定でございます。

また、記念貨幣の発行にあわせまして、記念切手も発行される予定でございます。

総合政策課からは以上でございます。

○中田総合交通課長 総合交通課からは2点、御報告させていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思っております。宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の策定についてであります。

少子高齢化が進む中、公共交通は、県民の日常生活や産業、観光を支える社会インフラとして非常に重要な役割を担っております。さらに、今後、その役割というのはますます高まっていくものと考えているところでございます。また、大消費地から遠隔地にあります本県にとりまして、物流対策というのは非常に重要な課題であり、海上輸送や鉄道輸送といった大量輸送機関の維持・充実や道路、港湾の整備は、産業発展に欠かせないものであると考えているところでございます。こうした中、本県の悲願であります高速道路が平成25年には延岡まで開通するほか、細島港が重点港湾に指定され、今年度から整備が進められているところでございます。また、本年3月には九州新幹線が全線開業するなど、本県を取り巻く人、物の流れが大きく変わろうとしているところでございます。

このようなことから、1の目的にありますとおり、本県の航空、鉄道などの公共交通機関や道路、港湾を初めとするインフラなどの交通・物流網につきましては、県の総合計画「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンやアクションプランを踏まえながら、将来的なあり方等を示すことを目的に、2にありますとおり、今年度から来年度にかけて戦略を策定することとしたところでございます。

検討組織につきましては、3にございまして、関係課長級で構成する戦略策定会議と、その下に関係課担当主幹等で構成するワーキンググループ、さらには交通・物流に係る民間関

係機関・団体で構成する外部識者会議を設置いたしまして、適宜、必要な御意見をいただくこととしております。

また、戦略の構成案は4に掲げております内容で考えておりますけれども、詳細につきましては、今後、詰めていきたいというふうに考えております。

最後に、スケジュールでございますけれども、ここにありまして、去る9月1日に第1回目の戦略策定会議及び外部識者会議を開催したところでございます。今後は、随時、戦略策定会議やワーキンググループを開催し、外部識者からの御意見をいただきながら、今年度末までに中間まとめを行い、来年度中には戦略を策定したいと考えております。

続きまして、27ページをお開きください。アジアナ航空就航10周年韓国訪問についてでございます。

本県で初めての国際定期便であります宮崎—ソウル線が本年4月に就航10周年を迎えましたことから、アジアナ航空に感謝の意を伝えますとともに、本県と韓国のより一層の交流を促進するために、知事を団長に韓国を訪問いたしましたので、その概要を御報告いたします。

訪問日程は、1にありますとおり、8月28日から30日までの2泊3日の日程で、行きは宮崎からの直行便を利用して訪問してまいりました。

今回の訪問団は、知事を団長に、県議会から外山議長にも御参加いただきました。本当にありがとうございました。さらに、県商工会議所連合会の米良会頭、県商工会連合会の松澤会長、宮崎観光コンベンション協会の佐藤会長等、県内経済界を代表する方々など13名の方々に御参加いただきました。

次に、訪問先につきましては、3の一覧表の

とおりでございます。

その概要につきまして、4にございますとおり、まず、(1) アジアナ航空本社におきましては、ユン社長と面会いたしまして、就航10周年のお礼を申し上げますとともに、路線の維持・充実についての意見交換を行い、双方向の幅広い交流の促進が重要であるとの認識で一致したところでございます。

また、(2) 韓国政府の関係団体であります韓国観光公社では、本県と韓国とのさらなる交流促進について、支援と協力をお願いいたしました。

次に、(3) 旅行会社等でございますが、韓国旅行会社でシェアが1位と2位のハナツアー、モードツアー、さらには韓国一般旅行業協会を訪問いたしまして、それぞれトップの方々にさらなる送客のお願いとトレッキングなどの新たな観光素材についてPRを行ってまいりました。

(4) の山林庁国立山林科学院では、ク院長、ソウル大学のイ教授にソウル大学と本県木材利用技術センターとの共同研究に対するお礼、さらには県産材の活用についてお願いをしたところでございます。

最後に、(5) サムスン芸術デザイン専門学校では、県産材の韓国での利用状況について説明を受けるとともに、さらなる利用について意見交換を行ったところでございます。

今回の韓国訪問は、河野知事の就任後初めての海外訪問でございましたが、各訪問先でそれぞれトップ同士の意見交換や本県のPRができ、所期の目的は達成できたものと考えております。

説明は以上でございます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の29ページをお願いいたします。フェニックスリゾート株式会社の不当表示につきまして御説

明をいたします。

これは、同社が提供しておりました料理につきまして不当な表示があり、景品表示法に基づく指示を行いましたので、その内容と会社の対応等について御報告いたします。

まず、1の事件の概要でございますが、今回の事件は、フェニックスリゾート株式会社が運営するフェニックス・シーガイア・リゾートで提供していた婚礼コースの料理におきまして、「宮崎産和牛のポワレ」——ポワレというのは蒸し焼きのことですが——と表示していたものにつきまして、実際は国産ホルスタインを使用していたというものでございます。料理のコース名は、Sincere（サンセール）という名称で、1人当たり1万500円の料理であります。料理の提供期間は、平成22年9月19日から平成23年7月23日までの約10カ月。料理の提供場所は、シーガイアコンベンションセンター、また、提供数は、21組の婚礼で、約2,700人となっております。次に、経緯ですが、7月23日に料理を食べたお客様の指摘によりましてこのことが発覚し、その後、7月26日に同社から消費者庁表示対策課へ報告され、また、7月29日には当課に報告がなされております。この報告を受けまして、8月1日に当課におきまして景品表示法に基づく立入検査を実施し、違反の事実が確認されたことから、同日、記者会見を行いました。なお、同社もその直後に記者会見を行っております。

次に、2の県の対応についてであります。今回問題となった表示につきましては、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号で禁止しております不当表示に該当すると判断されることから、同法第7条に基づきまして、同社に対し行政指導としての指示を行ったところでございます。指示につきましては、8月5日に

行っておりまして、内容は4つございまして、1つ目が原因の究明を行うこと。2つ目が再発防止策を講じること。3つ目がその他の料理の表示についても点検をすること。4つ目がこれらの結果等について公表すること。この4点でございます。なお、県への報告は9月9日までとしております。

続きまして、3の指示に対する同社からの報告内容についてであります。県への報告は9月7日に行いました。まず、①の原因究明につきましては、記載のとおり、料理長等関係者の表示に対する問題意識が低かったことや、調理部門と食材調達を管轄する資材部との連携の不足、また、食材に関する職員の知識の不足、このようなことが報告されております。

次に、②再発防止策につきましては、ア、食材に関する知識向上として、食材ガイドラインの作成や共有化。イとしまして、表示に関する意識向上として職員教育の実施。次に、30ページをお開きください。ウとしまして、関係者間のコミュニケーションの改善策としまして、関係部門間における使用食材の確認徹底、メニュー委員会創設によりまして、メニュー変更承認制度の導入。エとしまして、食材の適正発注・納品を確認する仕組みづくりとして、食材に関する情報収集機能の一元化、表示に係る専門職員の追加配置。オとしまして、表示に関する独立の第三者委員会を設置しまして、定期的な表示確認を実施するということになっております。

次に、③その他の料理の表示の点検結果についてであります。調査範囲につきましては、事件発覚時に提供していた全メニュー、調査対象期間は、メニュー改訂に伴い、原産地等の表示を行うようになった平成22年9月から本年7月。調査体制は、弁護士2名を外部専門家として登

用し、内部監査室が実施ということでございます。エの調査結果につきましては、宴会料理の一部、婚礼料理の前菜やレストラン料理のメニューにおきまして、不適切な表示があったと報告をされております。

不適正な表示の内容につきましては、次の31ページをお願いいたします。31ページにフェニックス社から報告があった報告書の一部コピーをつけております。例えば、一番上ですが、宴会料理のマダイにつきまして、青島・地どれ・日向灘どれとされていたものが、実際は養殖であったとか、その下、婚礼料理というのがございますが、一番上のコース料理の一皿の中の一品がイベリコ豚ハムとされていたものが、実際はパルマ産ハムであったというようなものが報告されておまして、確認されましたこれらの不適正な表示につきましては、全体で、表の一番下でございますけれども、メニュー数としましては44、提供した食数としては1万223食ということになっております。

30ページにお戻りください。表の一番下の④でございますが、これらの結果の公表についてであります。県に報告のあった9月7日に、同社から記者会見によって公表をされております。また、会社ホームページにも掲載し、一般消費者に周知されております。それから、施設内に掲示しまして、来館者にも周知するということになっております。

最後に、一番下、4の報告に対する県の対応についてでございます。県の指示事項につきましては、それぞれ御報告をいただいておりますけれども、ほかの料理の表示につきまして、新たに問題のある事実が確認されておりますので、この点を含めまして、提出のあった報告について、その内容を今後、十分確認・精査した上で、

県として対応していきたいというふうに考えております。

それでは、32ページをお開きください。みやぎ男女共同参画プランの改定（体系案）につきまして御説明いたします。

6月議会におきましてプランの改定につきまして御説明をいたしましたが、今回は、プランの体系案を作成しておりますので、御説明いたします。

まず、1の新たなプランの概要ということで、（1）の計画期間は平成24年度から28年度までの5年間。（2）の計画の性格及び役割は、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画としまして、本県における男女共同参画推進の基本的な方向、具体的な施策を示すということにしております。（3）策定に当たって考慮すべき事項としまして、①としまして、昨年度実施しました県民意識調査結果などの本県の実情を踏まえた内容とすること。②としまして、国が昨年12月に策定しました第3次男女共同参画基本計画の内容を勘案するというにしております。

2の今後の策定スケジュールにつきましては、今回の委員会におきまして体系案について御報告させていただき、庁内各課におきまして計画案の内容や指標等について内容検討を行いまして、男女共同参画審議会の審議を経まして計画案を策定してまいります。策定しました計画案につきましては、11月の常任委員会での御説明の後、パブリックコメント、男女共同参画審議会の審議を経まして、2月の定例県議会に議案として提出させていただくということにしております。

3の新たなプランの体系案につきましては、次の33ページをごらんください。まず、プラン

の基本目標としまして、3つの目標を掲げまして、その下に9つの重点目標、重点目標の下に実際に推進していきます29の基本的方向ということで整理をしております。

まず、1つ目の基本目標の「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」につきましては、重点目標としまして2つ挙げております。まず、重点目標1の男女共同参画の理解の促進につきましては、施策の基本的方向としまして、理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進や、学習機会を充実するための取り組みの推進ということにしております。それから、重点目標2の男性・子どもにとっての男女共同参画の推進につきましては、性別に基づく固定的性別役割分担意識、これは特に男性に強く残っているという現状があるため、男性に対する啓発の強化、子供のころからの男女共同参画への理解を深めるための取り組みを推進したいということで考えております。

次に、基本目標2つ目の「男女が多様な分野活躍できる環境の整備」につきましては、重点目標としまして4つ挙げております。まず、重点目標3の社会における女性の活躍の場の拡大につきましては、政策方針決定過程を初めとします女性の社会参画の場の拡大、それから起業、再就職等のための取り組み等を支援していくということにしております。重点目標4、男女の平等な就業環境の整備につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、性別にかかわらず平等な就業環境の整備を促進するというにしております。重点目標5の男女の仕事と生活の調和につきましては、仕事と家庭の両立の支援や働き方の見直し、家庭・地域生活への男女の共同参画の促進など、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進

めていくということにしております。重点目標6の地域における男女共同参画の推進につきましては、まちづくり、地域おこしを初めとしますさまざまな地域活動は、男女がともに担わないと厳しい状況になってきておりますので、地域における男女共同参画の取り組みを推進していくということにしております。

それから、基本目標の3つ目の「男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築」につきましては、重点目標としまして3つ挙げております。まず、重点目標7の女性に対するあらゆる暴力の根絶につきましては、女性に対する暴力につきましても社会的認識の徹底、根絶のための基盤整備を進めるとともに、配偶者からの暴力の根絶、性犯罪対策など、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進していくということにしております。重点目標8の生涯を通じた女性の健康支援につきましては、すべての女性の生涯を通じた健康のための施策を進め、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取り組みを進めていくこととしております。重点目標9のさまざまな生活困難を抱える人々への対応につきましては、困難に直面している人の割合は、ほとんどの年齢層におきまして女性のほうが多いということがございます。特に高齢単身女性世帯や母子世帯等のひとり親世帯で高いという特徴がございますので、こうした貧困などの生活上の困難に対応し防止するという観点から、男女共同参画を推進していくこととしております。

現在、これらの施策の基本的方向ごとに現状や課題、具体的な施策の内容、指標につきましては、庁内関係課と一緒に取りまとめをしております。今後、庁内各課、関係機関と内容検討を進めまして、11月議会におきまして具体的な計

画案を御報告したいというふうに考えております。以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑をお伺いしてまいりたいと思います。

○西村委員 皆さんが考えている間に……。フェニックスリゾートの不当表示の問題なんですが、先ほど説明いただいた法律には罰則規定みたいなものがあるのか、教えていただきたいと思っております。

○大脇生活・協働・男女参画課長 今回県が行いましたのは、指示ということでございまして、これについては行政指導ということで、罰則はございません。ただ、国の権限で措置命令ということで行政処分がございまして。この行政処分に従わなかった場合には罰則等があるということになっております。

○西村委員 これはこのフェニックスリゾート社1社の問題ではなくて、宮崎県のいわゆる食材というブランドを傷つけている行為でもありますし、宮崎を代表するホテルでの出来事ということは、やはり県にとっても重いことだと思います。それに関して記者会見を開いていただいたりという経緯はあったんですが、この後の推移を見守って県としての対応を行うということで、どのようなタイミングで、どのような対応が考えられるのか、教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 今まで御報告しましたような食材の不適正な表示につきましては、現在では改善されているということになってございまして、フェニックス社から再発防止策が挙げられておりますので、再発防止をし、食品の表示を今後適正にするためには、この再発防止策が守られていくということが大事だと思っております。その点についてフェニックス

リゾートに対してお願いをしていきたいということ考えております。

○西村委員 指示とか指導というのは当然のことだと思いますし、ただ、やはり宮崎県のブランドを傷つけたことにより、これは見せしめ的な意味でもあるんですけども、例えば、県の関係する宴会とか行事とか、いわゆる会合には3カ月間は使わないとか、この後予定してあった何とかの会議は会場を変更するとか、そのようなことを考えてもいいのかなと思ったんです。自発的にいかんことをしたというのではなく、これは、あくまでもお客さんが気づいて、これはちょっと違うんじゃないかということで、気づかれた方も素晴らしいと思いますが、やはり悪質なケースに近いものがあると思います。当然、宮崎県の観光を支えていってもらわなければならない施設ではあるんですけども、指導だけで何もおとがめがないということになると、もしかしたらほかの飲食店でも、小料理屋さんでも、こういうことというのはありかねない問題ですので、ぜひ、短期的でも何かしらのことが県として考えられないのかなど。なかなか課長に答弁は難しいと思いますが、お願いします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 景品表示法上の罰則というのはいないんですけども、法の目的は表示を正しくしていただいて消費者被害をなくす、そうなっているのかなと思っています。ただ、罰則はないんですが、公表とか指示をする中で、当然、新聞・テレビに出る中で、一定の社会的な制裁、当然、これによって宴会を控える方もいらっしゃると思いますので、経済的制裁もあわせて、量的にははかれないんですけども、そういった制裁は受けているのかなと思っています。

○西村委員 当然なんですよ。当然、社会的制

裁を受ける。そのために記者会見もされたという事は認めるところなんです。だからといって、例えば、宮崎県がやったイベントでもし、被害者に今回なっていないからかもしれませんけれども——これで結婚式とかされた人は、頭に血が上る怒りを感じたと思うんです。やっぱりその人たちの気持ちを考えると、このままじゃいかんと思ったものですから。これ以上は言いませんけれども、ぜひ、また課内、部内で検討をいただきたいと思います。これは、シーガイアに対して憎しみとかじゃないんです。宮崎県のブランドを守るためには宮崎県も必死だぞというところを見せていただきたいというあらわれですので、よろしくをお願いします。

○右松副委員長 関連で2～3お伺いしたいんですが、料理長に社内処分はされたんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 それについては、記者会見の中でも新聞記者の方が聞かれたんですが、個人を特定されるものについては、プライバシーの問題があるので答えられないというふうにおっしゃっていましたので、この場でも同じ御返事しかできないのかなと思っております。済みません。

○右松副委員長 最後のページで、メニュー数が44にわたって食数が1万食以上不適切な表示があるということで、大分ひどい状況だなというふうに感じております。私たちなんか、スーパーに買い物に行くと、食品の産地とかしっかり確認はできます。ところが結婚式場とかになると、なかなかその辺の確認ができないというのがあると思うんですが、今回の事件を受けて、県内の各婚礼施設場とかに何か指導とか、あるいは各自の調査を進めたとか、そういったことはやられたんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 我が課のほうでは特別に調査というものはしていないんですけれども、別に商工サイドにおきまして、関係しますホテル・旅館等につきましては、注意喚起のための文書を発出しております。

○右松副委員長 わかりました。

○鳥飼委員 処分の問題で、個人が特定されるから公表しないというのは、反省していないなというふうな見方もできるんですよ。私が思うに、この調理師といいますか、シェフとしての誇りはどこに行ったのかなと。行かれて調査をした段階で、そんな議論は余りしていないんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 私たちがお話をお聞きしたのは、役員の方とか総務担当の方でございまして、直接の料理関係の方とはお話をしておりませんので、その点についてはわかりかねるところでございまして。

○鳥飼委員 私、思うに、公用切手の横領事件というのがありましたけれども、県庁職員としての誇りがどこかなくなってきているんじゃないかなと思うんですよ。これに対応するような厳しい——例えば、切手を何ぼだれがとって、送った、郵便局のポストに入ったというところまで管理職に確認をさせるということでは対応できないとするならば、それはまた防げない事件が起きるんじゃないかなと思うんですね。一番大事なことは、今出たように、僕らもいろんなところに食事に行ったり飲みに行ったりするわけですから、そこの料理の食材は確かなものを使っているという信頼関係で行っているわけですね。私も時々、汚いと言ったら奥さんから怒られますけれども、余りきれいじゃないところに安いから行ったりする。県庁の職員の人にも会ったりするんですが、こじんまりと零

細にやっているおかみさんを信頼して行くわけですね。それがなくなったら、何を食べさせられるかわからないということで何も食べられなくなるんですね。基本的なところをこれから学んでいかないと、個人が特定されるから公表しないというような姿勢は、本当に反省していないと、私はそんなふうに思います。

これはいろんなところに関連してきますから、すべてのところでも同じようなことなんですね。公用切手の問題は県民政策部ではないんですけども、やはり何か足りない。それは本会議でも指摘をしましたが、そういうものを補うものをしていかないと、また起きる、盗撮事件も起きると思わなくちゃならないと思っています。今後、そういうような話をする場がありましたら、ぜひ……。シェフとしての誇りはどこに行ったのか、そこにかけるしかないと思っています。

続けて、政策評価についてなんですが、県外観光客の数字の問題なんですけども、委員会の資料にも7ページの2の(2)のところ、「県外観光客数などのように目標設定そのものが現実に合っていないものもある」ということになっています。資料4、戦略評価シート、戦略3のところでも27ページに、「県外観光客数の基本目標は、設定が高過ぎた。達成可能なレベルに設定すべきである」というような記載がしてあります。今度のアクションプランでは、先ほどの評価では547万人というのが440万人でふえていないということで、今度新しくつくったのでは460万人。ですから、前の21年の結果からすると20万人増加ということになっているんですけども、これを決められた経過、部長はこれは高過ぎるよと言ったと思っているんです。そういう議論があったんじゃないかなと思いま

すので、その辺の経過もあればちょっとお話しいただければと思います。

○渡邊県民政策部長 この計画をつくるとき、この議論をしたのは私が総合政策課長時代だったんですけども、当時の東国原知事のマニフェストというのは、県外観光客を毎年5%増、要するに5%増にして、翌年度はそれをベースにまた5%増、そういうマニフェストであったわけでございます。それで、その当時、商工観光労働部も入って、私も入りまして、当時の知事と大分議論しました。これは現実的に不可能である、こういうことはあり得ないということも議論したわけでございますけれども、当時の知事としては、選挙でちゃんとマニフェストに掲げたと。だから、これについては目標値は非常に高いかもしれないけれども、掲げるという知事の決断でこういう計画になったと。私はその場におりましたので、はっきり覚えております。

○鳥飼委員 渡邊部長ですから、ずばずばと意見を言われたらと思うんですね。県庁の中で前の変な知事のときにいろいろ言えたのは部長ぐらいかなと。それだけ腰を据えてというか、腹を据えて言わなければ政策そのものがおかしくなるということの事例ではないかなというふうな気がしております。確かに、マニフェストがあって今度のアクションプランもつくられたんだろうと思います。それと知事の思いというものもある程度受けとめなくてはならないというところもあるでしょうけれども、そこはしっかりとサポートしていただいくことが必要なかなというふうに思っています。こんな評価になるのは、皆さん方もつらいでしょうけれども、私どもも見るのがつらいような感じがします。今後生かしていただきたいなというふうに思っております。

○星原委員 12ページのみやぎき元気プロジェクト、この中に241事業、1,122億円と予算が書いてあるんですよ。こういう数字を見せられると、相当いろんな事業に取り組みながら宮崎が元気になるかなと想定するんですが、これまでの継続事業できた部分と、新たにこの中に盛り込まれて元気になるための事業とはまた別なんじゃないかなというふうに想定しているんです。だから、今まで継続できたものもひっくるめての数字と、これからに向けての新規みたいな形で新たに、今までにない事業としてこうやって取り組んでいくんだと。そのことが県民にとってというか、県内にとっての元気になっていく事業になるというもの……。全部ひっくるめてのとらえ方でいいのか、それとは違って、これから新たにプロジェクトとして組んだものという区分けはできないんですか。この数字を見たりすると、約6,000億の予算の中の6分の1近くをつぎ込めばかなり元気になるのかなと思うものですから、その辺の中身の見方、考え方を教えていただくとありがたいんですが。

○茂総合政策課長 例えば、13ページをごらんいただきたいんですけども、真ん中の箱の一番下に産地構造品目転換促進支援事業とあります。これは今回の9月補正でお願いをしている事業かと思えますけれども、ここに掲げておりますプロジェクトは、23年度の当初、肉づけ、9月補正、それから口蹄疫のファンドでやる事業、そういうものの中から元気プロジェクトとして改めて整理を一応してみたということでございます。これは知事の提案理由の説明にもありましたけれども、必要があれば11月補正、それから来年度の当初予算、あるいはそれから先を見据えて、そのあたりも視野に入れてこのプロジェクトというのは展開をしていくし、その

一定の成果が出るまではこのプロジェクトとして取り組んでいくと。これは全庁を挙げて、あるいは県民総力戦でやっていくんだということでございます。ですから、来年度の新規事業としてまた出てくるものもあろうかと思えます。

○渡邊県民政策部長 今、星原委員がおっしゃった視点というのはよくわかるんです。この考え方というのは、要するに、4月に当初予算を打ちました。それから6月に肉づけをやりました。それから今回、9月で補正をやりました。一方では、先ほど言いましたように、例のファンド事業で口蹄疫の関係で30億の事業費を持っています、とりあえずそれをどこか事業化する。そういうのを総合的に全部一応整理して並べてみようと。経済対策費としてちゃんと整理してみましよう。宮崎県における経済振興は本当に今、重要な課題でございますので、県としてはこういう事業を今やっているんだということ整理したと。それともう一つは、そういう中でも、緊急的にやらないかんと、将来に対する一つの投資的な事業としてやらないかんと、そのあたりもちゃんと整理しようじゃないかということ、そのあたりを考えながら整理したということです。

それで、これをやることによって当然、来年度に向けてまた新たな事業を組み立てていかなきゃならないわけですけども、このあたりをベースにどういうふうに発展的に事業をやるのか。あるいは全く視点を変えてやる事業も出てくるかもしれません。そのあたりも我々としても今後検討していくし、議員の皆さんからもいろいろとアイデアとか、いろんな事業展開をまた示唆していただきたいなと思えます。

それともう一つは、今回、この中で特徴的なのは、地域経済循環システム、この考え方を

したということが、非常に我々としては——実はこれはアクションプランにも入れているんです。アクションプランにも入れているんですけれども、具体的に県庁全体で取り込もうということでここにを入れて整理したということで、先ほど来、具体的な行動アクションをちゃんと示さないかんという議論がありました。そのあたりも含めて今後検討していきたいと思えますし、そのあたりが一番大切なポイントかなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいということでございます。

○星原委員 説明の中身は大体あれなんですけど、経済活性化ということになると、今ははっきり言って景気対策をいろんな角度からやらない限りは、多分、国も地方も厳しいだろうと思うんです。そしていろんな事業を打たれる。その成果としてどういったものが生まれてきて地域が元気になっていったかというプロセスというのを見ていかないと。

一つには、いろいろ事業を打ったことで地域の経済が好転して行って、税収でも、去年とことし、ことしと来年と違って、県税なら県税収入がこうやって伸びていく。あるいはそういうものを伸ばしていくという、一方には数字の追い方というのもやって行って、そういうのが伸びたことが逆に言えば元気になった原因の一つにはなるんだという、そういったものもどこかにとらえていないと、事業をやることと、景気がよくなったとか県民が豊かになったとかということとはまた別だと思えますね。そういったものが考え方として出てくるとらえ方というのが経済じゃないかなという気がするんですよ。その辺に向けての考え方がいろんな事業の中にあって、事業をやっていくんですけれども、このことでこれだけ元気になった、この事業では

こういうふうになったという追い方というのか、そういったものが生まれてくるべきじゃないかなというふうに思うんです。これは今からその結果が出てくるんでしょうけれども、そういう物の見方というのもどこかにないと……。

事業はやりました、来年仮に報告するときに、去年の事業でこういったプラスでこういうものが出ましたという報告ができるような仕組みというんですか、先ほどの成果評価とかいろんなものと一緒で、経済評価として、数字的にこういうプラスになったというものを浮かび上がらせるというか、出してほしいなというふうに思っていますので、その辺はぜひよろしくお願ひします。

○宮原委員 宮崎駅西口の壺番館ビルのことで、一部交渉中というのがオフィス関係のところを含めてずっと下まであるんですけれども、景気も非常に悪い中なんですけれども、開店までに大体埋まる状況なんですか。全体に店舗が埋まる状況なんですか。

○茂総合政策課長 事業者から聞いているところでは、現在の入居率が8月末現在で85%というふうに聞いておまして、ということはまだ交渉中の部分があるということだと思います。

○宮原委員 あと一点、ジョブカフェをカーリーノから移動しますということですね。当然、カーリーノが今度はそこがあくということになりますね。要は、こっちのほうは集客というか、そういうことが多いからということで移動になるんでしょうか。

○渡邊県民政策部長 カーリーノについては、改修でここが使えないということになりまして、ちょうどタイムリーにここがあくということと、それから交通の利便性が非常にいいものですから、あそこのジョブカフェというのは、都城あ

るいは延岡、いろんなどころから来られる方の相談に応じるということで、当時、私、商工観光労働部長でしたので、そういうことでここに移すということに決めました。

○宮原委員 わかりました。

あと一点、先ほど聞けばよかったんだけど、フェニックスリゾート社の不当表示の関係で、21組の方の婚礼で食材が提供されたということですが、この21組というのは特定されているわけですから、当然、そこにはおわびというか、そういう動きはとられたんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 これにつきましては、フェニックス社から聞いておりました、21組の全部の方に直接お会いして謝罪をし、損害については補てんしているということで聞いております。

○宮原委員 きちっとそのあたりをやらないと、信用がなくなると経営的にも厳しくなるかなと思ったものですから。わかりました。以上です。

○山下委員長 ほか、ありませんか。

○鳥飼委員 25ページの宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の策定についてということで中田課長から御説明があったんですが、2年前、3年前ですか、今の知事、副知事がトップになった物流研究会とかいうものを立ち上げられたということで説明をこの場でいただいたんですけども、あれの結末とこれとの関係についてお尋ねします。

○中田総合交通課長 平成20年に知事を本部長とします物流対策推進本部というのを設立しております。今回の会議といいますのは、戦略をつくるために県の内部でつくった会議でございます。物流対策推進本部というのは、県として物流をどうやっていくかというのを総合調整す

る、言ってみれば物流関係の県の最高意思決定機関というふうに考えております。この戦略策定会議でつくりました戦略につきましては、物流対策推進本部のほうに当然報告いたしまして、その了解をとるという形になろうかというふうに考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、物流対策推進本部というのはまだ生きているんですね。どういう活動をしているんですか。メンバーとか御説明ください。

○中田総合交通課長 物流対策推進本部は、本部長が知事でございます。副本部長が副知事、本部員が各部長ということになっております。幹事会がありまして、物流対策推進本部で物流に関する行政の役割というのを3つ定めております。荷寄せへの支援、生産拡大、インフラ整備というのを行政の役割として定めておりまして、それについての県庁内の取り組み状況等について報告、今後の予定について協議をしているところでございます。以上です。

○鳥飼委員 そうしますと、今度のは物流対策推進本部の考え方を受けて作成ということになるんですか。

○中田総合交通課長 基本的な県の方向性というのは、物流対策本部のほうに出しておりますけれども、今回つくります戦略というのは、その方向性に基づいて——今、いろいろ環境が変わってきておりますので、県のあるべき姿といいますか、今回、物流だけじゃなくて、交通が入っておりますけれども——県のあるべき姿を検討していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 大体わかりましたが、それらをこれに記載しておいたほうがいいですね。説明するとき、これは何じゃろかいということになりますので。そこをお願いしておきます。

○渡邊県民政策部長 課長が説明しましたけれども、もともとこのネットワーク戦略は、今回つくりましたアクションプランにそのあり方について検討するとなっているんです。だから、それを受けてやっているというふうに整理したほうが非常にわかりやすいと思います。

○鳥飼委員 物流対策推進本部とは余り関係ない——関係はあるけれども、わかりました。いづれにしても、そういう経緯を説明しないと、これだけ出されても、私は委員会が長いから覚えていますけれども、わかりにくいから、そこはお願いしておきます。

○前屋敷委員 資料32ページの男女共同参画プランの改定に当たってというところで少しお伺いしたいと思います。来年から5年間の計画を今からつくるということなんです、32ページの1の(3)にもありますように、県民意識の調査を行って、推進の実情を踏まえた内容にすると。これが非常に大事だと思うんです。今、どこまで到達しているか。これまでもかなり長い期間やってきたことなんですけれども、どこまで到達しているかというのをしっかり把握するということが大事で、しかし、なかなか県だけでこれをすべてつかむというのは難しいことだというふうに思います。それで、33ページの一番下の推進体制の中で、センターのあり方だとか、市町村との連携だとか、こういうことを体制で強化をするというふうになっていますけれども、ここをしっかり強化をして、今、県内どういう状況かというのをしっかり把握した上で新たな段階に進んでいくというか、そういうことが進める上では大事じゃないかなというふうに思っているところなんです。県民意識調査を踏まえた状況というのは、ここで一口ではなかなか言えないと思うんですけれども、今、

目標に対してどういう状況かというのが少しでもわかれば御報告を願いたいと思うんです。意識のことですので、なかなか難しいかとは思いますが、

○大脇生活・協働・男女参画課長 今お話がありました男女共同参画に関する意識調査は、前回の議会でお話したところなんです、まず、男女の平等意識というものはどうかと見たところ、「男女が平等」というふうに考える人の割合が社会全体で17%ということで、非常に低いと。そういうことですので、一般的な啓発を当然進めていく必要があるかなと。啓発というのはなかなか結果が見えないという部分がありますので、それでも少しずつでも継続して続けていく必要があるかなというふうに考えております。

それから、固定的性別役割分担意識、いわゆる「男は仕事、女は家庭」、こういった言葉に代表される考え方なんですけれども、これにつきましても、それでいいと賛成する人の割合が31%ということで、前回調査から若干は改善されていますけれども、まだ高いと。特に男性にこういった傾向が高いということですので、国の計画の中でも述べられていますけれども、男性に対する、男性の性別による役割分担意識を解消するための啓発が大事かなというふうに考えております。

それから、女性の政策方針決定への参画、例えば県の審議会、市町村の審議会、県職員、市の職員、また民間の役職員ということなんですけれども、県の審議会の登用率以外は女性が圧倒的に少ないということですので、こういった市町村や各団体への働きかけ、そういったものも必要かなというふうに考えております。

○前屋敷委員 なかなか目に見えて進むという状況じゃないというのも今の現状だし、これま

でのそういう社会的な仕組みの中からそういったものも醸成されてきているという課題などもあって、常に問題意識を発信していくということが大事かなというふうに思うんです。社会的に、大人の世界に対してもですが、子育ての中でもそういった意識、問題提供をしていくというか、男女一緒に考えていくというような状況にならないと、これまで培われてきたものが変化していくというのはなかなか難しい状況があります。そこで県の果たす役割というのは非常に大きいかなというふうに思っていますので、やはり積極的にそういった問題提起をしていくような内容にしてほしいし、また、それが実践されるようなことにならないとなかなか計画も進みません。そういったところも勘案していただいて、今後進めていただきたいというふうに思います。要望で。

○山下委員長 そのほか、ありませんか。

○右松副委員長 多岐にわたるものですから一つ一つ伺いたいんですが、1つは、委員会資料11ページの毎年度見直しを行って公表する予定ということで、前回もおっしゃられたかもしれませんが、もう一度、その公表の仕方を教えてもらおうとありがたいです。アクションプランの工程表の進捗です。

○茂総合政策課長 工程表の公表の仕方でございますけれども、工程表はもちろん全庁的に検証をして策定していくわけですが、それにつきましては、冊子としてまとめた上で、もちろん庁内でも公表いたしますし、それからマスコミを通じての公表、あるいはこの委員会における公表、そういったことを予定しているところでございます。

○右松副委員長 所管事項に関しては当該委員会にぜひ報告をお願いいたします。

それから、15ページなんですけど、県民政策部長がおっしゃいましたけれども、地域経済循環システムというのは極めて私も重要だというふうに認識いたしています。いかにデフレスパイラルから脱却していくかというのは、国の政策も当然左右しますけれども、非常に大事だというふうに思っています、そういった中で、ルート1に対するアクション1、購入拡大、調達拡大、こういった部分はまだ私は引っ張り出せなかったんですが、具体的な数値目標を設定していれば、推進力は間違いなく働いてくると思いますので、それが1点。

それから2番目なんですけど、これもやはり公共機関の利用促進等々に関して、具体的な施策の中身も当然考えていらっしゃると思うんですが、その辺も大事になってくるのかなと。

もう一つ、アクション3なんですけど、雇用の面で民間企業がいかに中途採用してもらえかなという、20代、30代、40代の……。私もやはり県外から帰ってきた組なんです。東京から帰った組なんですけど、帰ってもなかなか職がない、仕事がないということで、帰りたくても帰れない人たちというのはいっぱいいますので、ぜひ、民間企業の中途採用の部分に関して、具体的な施策で落とし込んでもらおうとUJIターン者は恐らくふえてくるのかなというふうに感じております。そのあたりをまとめてよろしく願います。

○茂総合政策課長 これにつきましては、地域経済循環システム、100万泊県民運動を含めてですけれども、先ほど申し上げましたように、いろいろな今後の方針とか取り組み方とか、そのあたりについて具体的に検討をして明らかにしていきたいと思っておりますけれども、その中で、今、お話がありましたような指標、そうい

うものは非常に大事だと思っています。我々、いろんな評価をするに当たりまして、なるべくその指標等を使って客観的に評価していきたい、検証していきたいという思いがありますので、そのあたりはこれからの検討の中で重点的に取り組ませていただきたいと思います。

あわせて、具体的な行動アクション、これについても、ここに書いている理念といたしますか、考え方は多分、多くの方に御理解いただけと思うんですけども、これを具体的にどうやって行動していくか、何を具体的にやっていくかということが一番大事だと思いますから、そのあたりについては特に重点的にこれから検討していきたいと思います。

それと、最後にありました中途採用の問題です。これについては、私も全く同感でして、新卒者が県内にとどまれるようにというお話はよくあるんですが、それと同じか、あるいはもっと大事なのは、宮崎県に帰ってきたいという方、都会に就職あるいは進学した人で帰ってきたいという方に対してどういう受け皿を準備できるかということ、非常に大事なことだと思っております。このあたりは企業の方とかいろいろお願いしないといけない部分もあるんでしょうけれども、そのあたりは非常に大きな問題というふうに思っております。これについても重点的に我々、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○右松副委員長 続きまして、駅前のグリーンスフィア壺番館の件ですが、全く別件なんですけど、先ほど鳥飼委員がおっしゃいましたけれども、メガガイアというパチンコ屋ですね。宮崎の玄関口で宮崎の顔になる部分で、あそこは私も詳しく知らなくて、許認可は、市ですか、県ですか、どういう形になっているんですか。

○茂総合政策課長 メガガイアに限らず、いろいろパチンコ屋さんについてはあのあたりになりできていまして、いわゆる宮崎駅の鉄道高架があって、あのあたりが整備されたころにそういう状況が顕著になってまいりました。何とか規制できないだろうかという議論もあったことがあるんですけども、そういうのは許認可という意味での規制はなかなか難しいようございまして、特に、どこが許可をすとか認可をすということはないようございまして。

○右松副委員長 家族で通るたびにあそこの話になるんですね。子供の教育上もちょっと。やはり宮崎の顔になる部分に関しては、ある程度、都市計画の面でも考えてもらいたいなと思っています。

○茂総合政策課長 駅前の開発については、そういう形でだんだん虫食いになっていくのが非常に懸念されたものですから、そういう意味でここに県と市で土地を買って、将来活用していかなくちゃいけないんじゃないかということで、この土地を確保したという経緯がございまして。どうしてもそのままパチンコ屋さんだけになってしまう、あるいはホテル、マンションだけになってしまうんじゃないかという心配があったものですから、そういう形で土地の手当てをしたということございまして。

○右松副委員長 続きまして、23ページなんですけど、47都道府県の図柄による記念貨幣ということで、非常にいい企画だというふうに思っています。そういった中で、本県のデザインは宮崎県庁本館ということで、これはこれですばらしいと思っているんですけど、ちなみに、他県のデザインは、例えば九州圏内でどういったデザインを持っているのか。というのは、人物とかをデザインしている県というのはいないんでは

うか。

○茂総合政策課長 九州各県で既に発行済みのところでいいますと、佐賀県が大隈重信と伊万里焼・有田焼の組み合わせの図柄でございます。熊本県については、阿蘇を図柄にしております。今お話がありましたように、人物を題材にしたところという意味では、先ほど、佐賀県の大隈重信のお話をいたしましたけれども、高知県は坂本龍馬と桂浜というようなことで、こういうふうな人を図柄にしているケースもございます。以上でございます。

○右松副委員長 子供たちも記念硬貨を買ったりすると思うんですね。メインテーマとありますけれども、私はサブテーマで幾つか選べるのかなと思っているんですが、もし、人物的に、例えば川越進であるとか、高木兼寛とか、小村寿太郎とか、そういったのが出てくると、郷土の偉人を知るよい機会になると思うんです。宮崎に誇りを持ってもらいたいという観点で、そういったものをうまく活用してもらいたいのかなと思った次第でございます。

続きまして、25ページなんですけど、交通・物流ネットワーク、これもやはり県勢発展において極めて重要な政策分野だというふうに思っています。物流戦略本部の流れがあるということで——それは私も入っていなかったものですからわからなかったんですが——構成案で、目指すべき方向（あり方）、あり方実現のための戦略なんですけど、委員会のこういった限られた時間ではなくて、できれば各会派の部会とか勉強会に投げかけてもらって、議会の意見とかも、参考にされる考えなのかもしれませんが、参考にさせていただきたいなと思っています。

それからもう一点、スケジュール案で、できればこの戦略策定会議は傍聴したいなと思って

いるものですから、その日程関係を教えてもらうとありがたいなという要望も含めて、非常に大事な部分だというふうに思っていますので。

○中田総合交通課長 まず、第1点目が議会等の意見をというお話だったと思いますけれども、今回、県の内部の関係課長会で構成した策定会議と、先ほど御説明いたしましたように、物流とか交通を担当しております実務者レベルの方々を外部識者をお願いして意見をお伺いしながら、戦略をつくろうというふうに考えています。当然、議会のほうには節目節目で御報告をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、傍聴につきましては、日程等決まりましたらお知らせするというのは可能ですので、またお知らせしたいというふうに考えております。

○星原委員 もう一点お聞きしたいんですが、先ほど話が出ました地域経済循環システムの中のルート1、付加価値を創り出すということで、本県の場合は素材が県外に出ているということなんですね。私、今回の一般質問の中で食品加工研究施設というのを、農政を通じて知事がやったんですけども、今考えると、県民政策部でそういう……。というのはなぜかという、中山間地域を守るには、加工して付加価値をつけて、あるいはこれを冷凍とかいろんな保存の部分から、そして最終的には販売戦略までつながっていく。そこで考えたときに、農家の人たちの技術力を上げたり、生産のことについては、農政部のほうにも、県出先にも、普及センターにも、あるいは市町村にもそういう担当課があり、あるいは団体にも農協にもいろいろあって、相当な数なんですけど、加工研究あるいは保存の研究、販売という、そういう部分に力を入れない

限りは……。この中で見ますと、大体半分はそのまま素材で出ているような、数的には2,000億ぐらいの感じであるわけで、これを加工することで2倍、3倍とか、4倍とかふやしていけば、県外に出るときにはそれだけ数的に大きくなるわけですね。そのためにはどうするかということのをこれから取り組まないとなかなか厳しいのかなと。

今度、公共なんかの事業をしている建設業やそういう人は異業種にというけれども、ただいろんな作物をつくったってなかなか合わないわけですね。そうすると、そういう業者の人たちが仕事になけりゃ、加工場なんかをつくって土木の事業とやるとか、そういう経営の組み合わせとかいろいろ出てくるんじゃないかなと、研究していけば。地域にいろんな加工場をつくる。そうやってとらえた形でないと、うまくいくのかなあという気がするんです。働く場所も雇用の場所もそういうことで製品をつくる場所までやれば、いろんな素材の活用がいっぱい出てくるんじゃないかなと思います。

だから、加工技術、保存技術、販路開拓までのそういう組み合わせのセットの中で研究施設みたいなものをつくらんと、生産側には相当の人数の人たちがかかわっておって、現実的には金を生み出すそっちの部分にかかわっている人の数というのはかなり少ないんじゃないかなと思うんですね。その辺を総合政策課として提案して行って、宮崎県はほかの県と違って中山間地を守るというなら、そういう角度からとらえた方法になると——一つには研究施設をもうちょっと拡充して、スタッフで専門的な人がおって、あとは大学とかいろんな企業なんかとの連携をとりながら、研究の分野にもう少し力を入れることというのはうたえないのかなと。今、

見ながら思っているんですが、その分についての考え方というのはないんですか。

○渡邊県民政策部長 あのときの質問は、県民政策部にありませんから、農政とか商工観光労働部——現実的には商工観光労働部に食品開発センターがあります。農業試験場は農政が持っているわけです。食品工業の振興というのは、山下委員長からも大分言われていますし、星原委員からも今回、質問がありました。とにかく、付加価値をつけないと宮崎はどうしようもないということで、例えば、佐賀なんか、粗生産額は宮崎県の3分の1しかないんですね。ところが、食品加工の出荷額というのは宮崎より上なんです。本当に宮崎はこの面で劣っているということで、どうにかそういう形で、現実を直視しながらいろんな政策を打っていくというのは、これはやっていかないかん。そのために、技術開発というのはベースになるわけでございますので、それをどういう形で持っていくのか。今の例えば食品開発センターとかああいうところにどういう課題があるのか、生産振興とか食品加工業の振興という側面から、どういう問題を今、抱えているのか。あるいは農政もそうですけれども、そのあたりをもう一回スクリーニングといいますか、見直してみる必要があります。そういうことを作業としてやる必要があると私は思っていますので、その上でどういう形ができるのか。今、星原委員がおっしゃったような視点も私、十分わかっておりますので、そのあたり、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

○山下委員長 ほかにございせんか。

○宮原委員 緊急経済対策で基金をいっぱいくりましたね。今年度で切れるという話も出たんですが、県民政策部にかかわるんじゃないか

なということで目標を出したのが、住民生活に光をそそぐ基金、新しい公共支援基金、地方消費者行政活性化基金、これあたりが県民政策部が担当するというところでよろしいんですね。そういう中で、基金でそれなりに活用されて、県の事業にもつながれてきたというふうに思っているんだけど、3年か2年ということになりますから、次は財源自体がないということになるんだろうというふうに思います。仮になくなった場合、今までやってこられた事業というのがどうなるのかなというふうに心配をしますけれども、どのように考えておられますか。

○茂総合政策課長 総合政策課で所管しておりますのは住民生活に光をそそぐ基金というものになります。これにつきましては、目的としては地方消費者行政ですとかDV対策、自殺予防とか自立支援、こういう分野についての基金——要するに、従来、余り光を当ててこられなかった、ちょっと変な言い方かもしれませんが、そういうものに対して基金手当てをしているというものです。平成22年度に9,491万6,000円で設置いたしまして、23年度の予算が4,235万8,000円、24年度の予算が5,255万8,000円というふうなことになっております。具体的には、23年度につきましては、DV防止のキャンペーン事業ですとか、心の健康づくり事業ですとか、担当課が執行しているという事業になります。ですから、今のところ、これは24年度で終わるといような見込みなんですけれども、これについては、先ほど失礼な言い方をしたかもしれませんが、なかなかこれまで光が当てられてこなかったというところで、非常に担当課も喜んでおまして、非常にやりがいがあるというふうに言っておりますので、これについては、引き続き、もちろん国から手当てを

していただけると大変ありがたいというふうに考えております。

それとあわせて、基金全体に言えることなんですけれども、一地方単独で経済活性化とか雇用拡大を図るのはなかなか難しいものですから、こういうような形で集中的に、例えば国からの交付金をいただいたりして、短期的に取り組めるというのは非常に私は県政全体としてありがたいことじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

○宮原委員 今、言われた住民生活に光を注ぐ基金というのが県民政策部に關係する、それ以外は違うんですね。

○茂総合政策課長 総合政策課は今のを所管しているということで、ほかの課で所管している部分はございますので、他はほかの課が回答すると思います。

○大脇生活・協働・男女参画課長 基金の關係で消費者行政活性化基金につきましては、生活・協働・男女参画課で担当しております、この基金の目的につきましては、消費者の安全で安心な生活を確保するために、県と市町村の消費者生活相談窓口の機能強化というのが目的でございます、事業の実施につきましては、当初、平成21年度から23年度までの3年間とされていたんですが、県等からも要望がありまして、国では実施期間を1年延ばしまして24年度まで事業実施可能とされましたので、本県としても、24年度まで事業を実施したいということで考えております。

あと一つ、新しい公共支援基金事業というのがございます。これは、昨年度、国の補正予算の中でついた事業で、本県には予算的には1億4,600万円来まして、昨年度末に基金を積みまして、今年度と来年度、2年間で事業を実施す

ることにしておりまして、NPOの活動基盤の強化とか寄附募集支援事業ということで事業を行います。今年度につきましては7,000万円、来年度が7,600万円ということで事業を実施することにしております。

○宮原委員 ありがとうございます。

それぞれ光の当たるところに予算がついて、事業にということなんですけれども、それぞれ3年間ということで、1年間伸びたというところもありますけれども、こういう事業が、基金がなくなるということになれば、完全にその時点でストップということになるというふうに思っています。その点については部長を含めて、こういった事業については国のほうに制度をまだ維持してほしいということでの要望はされるということになるのでしょうか。

○渡邊県民政策部長 全国知事会とか九州知事会で当然こういう要望をしていきますし、この間も、県選出の国会議員とか、そういう中で特に、いろんな基金がありますけれども、今、何が一番大事かということ、経済、雇用ですね。緊急雇用基金事業というのがあるんです。これが宮崎県の雇用を相当救っていた、支えていたという実態がありまして、これは商工観光労働部でございますけれども、このあたりは強く私はある国会議員に対しても要望しております。ただ、全体としてどういう取り扱いになるのか、国の動きを見たいと思いますけれども、このあたりの基金はぜひ継続していただきたいなと私は強く思っています。

○宮原委員 ありがとうございます。

予算編成にもかかわることだろうというふうに思いますので、実際のところ、心配しているんですよ。これがなくなること先行き予算編成にどう影響するんだろうという心配もありま

すし、また、先ほども言われたように、いい事業ということであれば、継続する方向で国会議員に強くお願いをしていかならんというふうに思ったものですから、話を聞かせていただきました。どうかよろしくお願いします。

○山下委員長 それでは、県民政策部の皆さん、ありがとうございます。以上をもって終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

あすは、総務部の審査、午前10時の開会いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようですので、以上をもって本日の委員会を終わります。

午後2時42分散会

平成23年9月15日（木曜日）

総務課主幹 馬場輝夫
議事課主査 花畑修一

午前9時59分再開

出席委員（8人）

委員 長	山下 博 三
副委員 長	右松 隆 央
委員	外山 三 博
委員	星原 透
委員	宮原 義 久
委員	西村 賢
委員	鳥飼 謙 二
委員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	稲用 博 美
総務部次長 （総務・職員担当）	堀野 誠
県参事兼総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田 英 治
危機管理局長	甲斐 睦 教
総務課長	柳田 俊 治
部参事兼人事課長	桑山 秀 彦
部参事兼行政経営課長	大坪 篤 史
財政課長	日隈 俊 郎
税務課長	吉本 佳 玄
市町村課長	鈴木 一 郎
総務事務センター課長	花坂 政 文
危機管理課長	金井 嘉 郁
消防保安課長	山之内 点

事務局職員出席者

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明をお求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○稲用総務部長 議案等の説明に入ります前に、御報告とおわびを申し上げます。

先日、公表いたしました、延岡県税・総務事務所職員による多額の公用郵便切手の横領事件が発覚いたしました。職員の服務規律の保持につきましては、かねてから指導を行いまして、コンプライアンス意識の徹底に努めますとともに、金銭あるいは物品の管理につきましても、不適正な事務処理や準公金等の横領事件を踏まえまして、チェック体制の強化を図ってまいりましたが、県民の貴重な税金をお預かりするという職場におきまして、このような不祥事が発生いたしましたことは、まことに申しわけない限りでありまして、県議会並びに県民の皆様に深くおわび申し上げます。今後、職員一人一人の綱紀粛正を改めて徹底いたしますとともに、現在実施しております全庁調査の結果を踏まえまして、早急に再発防止策を講じてまいります。県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、今回、御審議いただきます議案等につきまして、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております総務政策常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。初めに、平成23年度9月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

今議会に提出しております予算案は、東日本大震災対策、口蹄疫・経済復興対策及びその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で38億643万5,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、9月補正後で5,843億5,643万5,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が1億697万2,000円、寄附金が20万円、繰入金が12億1,090万9,000円、繰越金が23億1,474万1,000円、諸収入が1億7,361万3,000円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げます。

一番上の総務費22億4,300万円余のうち約10億円は、被災者の生活の再建を支援するため各都道府県が拠出している被災者生活再建支援基金に対し、東日本大震災の発生に伴う追加の拠出を行うための経費であります。

次の民生費は、これまでに国の経済対策により積み立てました基金を活用して、社会福祉施設の整備を助成するための経費などであります。

次の衛生費は、主に財団法人宮崎県環境整備公社に対し、「エコクリーンプラザみやざき」の浸出水調整池補強工事に要する経費について、追加の無利子貸付を行うものであります。

その下の農林水産業費につきましては、口蹄疫・経済復興対策として、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換を促進するための支援や、民間獣医師を活用した家畜保健衛生所の防疫体制の強化などを行うものであります。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。総務部におきます9月補正の課別集計表でございます。

表の補正額の欄の一番下にありますとおり、

総務部といたしましては、合計で22億4,386万3,000円の増額をお願いしております。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。

資料の9ページでございます。議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方税法の一部改正等に伴い、地方税に係る不申告等に関する過料規定の改正などを行うものであります。

次に、資料の10ページであります。議案第4号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、全国知事会の報告で示された改革の方向性等を踏まえ、支給方法及び報酬額等の改正を行うものであります。

次に、資料の12ページであります。議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、指定管理者の指定手続について、緊急の場合等は非公募による候補者の選定を可能とするなど、所要の改正を行うものであります。

特別議案は、以上の3件であります。

次に、報告事項について御説明いたします。

14ページをお開きいただきたいと思っております。損害賠償額を定めたことについてであります。これは、県有看板の管理瑕疵による車両接触事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告についてであります。

資料15ページです。本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております「口蹄疫復興宝くじの発売許可について」、そして、16ページの「自主防災組織の現況（速報値）について」、

そして、17ページの「平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施について」でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

私からは、以上でございます。

○日隈財政課長 議案第1号、一般会計補正予算の歳入予算について、私のほうから御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いいたしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。

それでは、内容について御説明いたします。まず、一番上の自主財源につきましては、今回補正額の欄を見ていただきますと、まず、寄附金20万円、繰入金が12億1,090万9,000円、繰越金が23億1,474万1,000円、諸収入が1億7,361万3,000円。次に依存財源につきましては、国庫支出金が1億697万2,000円で、いずれも増額でございます。この補正による歳入の合計は、38億643万5,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、5,843億5,643万5,000円となります。

詳細について、次の4ページをお開きください。ただいま御説明しました歳入の科目別概要でございます。詳しく中身を見ていただきたいと思います。

まず、寄附金20万円についてでありますけれども、これは、森林緑化の活用のためにということで申し出がありました宮崎市内の企業の方から寄附をいただいたものであります。

次に、繰入金であります。国の経済・雇用対策等により積み立てました各種基金あるいは口蹄疫復興対策基金を取り崩しまして、各種事業

を実施するために繰り入れた財源でございます。

次に、繰越金であります。22年度決算の歳入歳出差し引き額から23年度への繰越明許費の財源を除いた額、いわゆる実質収支黒字分について、23年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入であります。エコクリーンプラザみやざきを運営する財団法人宮崎県環境整備公社の貸付金の元利収入、そのほか受託事業収入などあります。

最後に、国庫支出金であります。これは、国の内示等を受けて、介護職員等への研修、また高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、さらに、東日本大震災により被災した児童生徒への支援のための国庫補助金等を計上しております。

歳入予算については以上でございます。よろしく願います。

○桑山人事課長 それでは、人事課関係の議案につきまして御説明をいたします。

委員会資料の10ページをごらんいただきたいと思います。議案第4号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正理由であります。執行機関としての委員会の委員等、これらにつきましては通常、「行政委員」と一くくりにして呼んでおりますが、この行政委員の報酬につきまして、全国知事会の報告で示された改革の方向性等を踏まえまして、見直しを行うものでございます。資料にございませんが、御承知のとおり、行政委員の報酬につきましては、一昨年、大津地方裁判所におきまして、滋賀県の一部の行政につきまして、勤務日数が少ないという状況のもとで、月額報酬は違法であるという判決が出され

まして、その後、ほかの自治体に関する同様の裁判では合法という判決も出ております。そのように司法判断は、最高裁の判決はまだ出ておりませんで確定しておらず、分かれているという状況でございます。しかしながら、大津地裁の判決を受けまして、各自治体では、日額報酬が原則であるとする地方自治法の趣旨を踏まえました報酬の見直しを検討あるいは実施しております。昨年7月の全国知事会の報告におきましても、そうした各団体の実情に合わせまして自主的に見直しを進めていくこととされたところでございます。こうした状況を踏まえまして、今回、見直しを行うということでございます。

次に、2の改正内容であります。まず、(1)の①の支給方法でありますけれども、現在の月額で定めております報酬を、日額報酬と月額の基礎報酬の2つを併用することで支給したいと考えております。次に、②の報酬額であります。日額報酬につきましては、委員長等を1万9,500円、委員等につきましては1万5,600円としまして、基礎報酬——月額でございますが——これは、委員会ごとに月額1万6,500円の委員会から最高で11万7,000円の委員会、この幅の中で設定することとしております。

具体的には、右側の11ページのほうをごらんいただきたいと思っております。改正案の考え方について御説明申し上げますと、現在、行政委員と呼ばれますものは、左側にありますように、非常勤の監査委員から収用委員会委員まで9つの委員会、種類がございます。それぞれについて、現行という欄がございますが、この月額が現在、支給されているところでございます。今回の改正案、右の2つの欄になりますが、現行の月額報酬の2分の1、例えば上から2つ目の教育委

員会の委員長でございましたら、23万4,000円が現行の月額でございますが、これを半分の11万7,000円の月額報酬（基礎報酬）を支給するというようにしております。この月額報酬の支給については、各行政委員が、日額で出てくるとき以外にも重要な職務であるとか継続した職責を担っているということ、あるいは会議以外にも事前の準備とか調査研究とか、日額では評価できないような、そういう活動をされているということなどによりまして、こういった月額報酬を支給することとしたいということでございます。それから、日額報酬につきましては、残り2分の1の月額報酬部分にかかわって導入することといたしまして、具体的には、常勤の監査委員がいらっしゃいます。この方が65万7,000円の月額報酬を受けておりますので、これを21日で割って日割り額を求めまして、その2分の1ということで1万5,600円、これを委員等の日額の単価としたところでございます。それから、委員長あるいは会長と呼ばれる方につきましては、現在も月額に差があります。この比率をその額に反映させまして、1万9,500円という委員長あるいは会長の額を定めているものでございます。この報酬制度見直しによりまして、行政委員全体といたしましては、報酬額が約8,800万円から6,800万円へと、約2,000万円の減少となる見込みでございます。

次に、もとの10ページに戻っていただきまして、2の(2)でございます。ただいま申し上げましたように、行政委員の報酬全体が、2,000万円ということで大きく減少する見込みでありますので、現在、知事等の特別職とともに実施しております報酬カット5%については、報酬見直しと同時に取りやめるとしたいと考えております。

最後に、3の施行期日ではありますが、来年の1月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○大坪行政経営課長 それでは、行政経営課関係の議案について御説明をいたします。

資料の12ページをごらんください。議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由ですが、そこにございますように、本県では、現行条例のもと、指定管理者の募集はすべて公募により行っているところでございます。ただ、指定管理者の倒産など万一の事態が生じた場合でも、現行ですと公募せざるを得ないということになりますと、その期間中は施設が利用できなくなりまして、利用者に多大な不便を強いる可能性がございます。そのため、緊急時の場合等におきましては、速やかに指定管理候補者を選定することができるよう、非公募による指定管理候補者の選定手続について特例を定める規定を今回、追加整備しようとするものでございます。あわせまして、利用料金制を採用する施設の追加等の改正も行うものでございます。

次に、2の改正の内容ですけれども、まず、(1)非公募による候補者選定を可能とする規定を追加整備するということにつきましては、非公募によることができる場合としまして、そこに記していますように、4つの場合を想定しております。まずは①ですが、公募しても申請がなかったとき、あるいは審査の結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。次に②としまして、指定管理候補者の倒産など指定管理者として指定することが不可能となったり、あるいは著しく不相当と認められる事情が生じ

たとき。次に③ですが、法令違反等があつて指定管理者の指定を取り消したとき。そして④としまして、その他知事が特に必要と認めるときということでございます。

次に、(2)その他の改正ですが、まず①利用料金制を採用する施設を追加するということにつきましては、宮崎県林業技術センターの宿泊室におきまして、現行では一定額の使用料を徴収して県の収入としているものを、現行の使用料の金額を上限とした利用料金制を採用しまして、指定管理者の経営努力の中で収受をし、収入とさせることとするものでございます。また、右側の13ページになりますけれども、②延岡家畜保健衛生所の移転に伴い位置表示を改正するということにつきましては、延岡家畜保健衛生所が本年度から延岡市小野町のほうに移転していることによるものでございます。

なお、この(2)その他の改正の部分につきましては、内容的に環境森林部と農政水産部に関するものでありますので、議案としましては環境農林水産常任委員会のほうに分割して付託をされております。

最後に、3の施行期日ですが、2の(2)の①利用料金制を採用する施設を追加することにつきましては、平成24年4月1日から施行し、その他は改正後の条例の公布の日から施行することといたしております。

なお、参考までに、指定管理者の指定の流れを右下のほうに添付しておりますが、今回の改正は、表の中ほどにありますように、緊急の場合等に限りまして、非公募により候補者を選考する道を開いておこうとするものでございます。その場合でも、右側にありますように、選定委員会で応募者の審査を行って候補者を決定し、そしてそれを議会に諮って、議決いただいた上

で指定する、そういう流れは同じでございます。
ということで、現行どおり透明性や公正性の担保は十分にできると考えておりますので、御理解いただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上であります。

○日隈財政課長 続きまして、補正予算の関係で御説明いたします。財政課関係の補正予算であります。

資料はお手元の別冊の資料になります。平成23年度9月補正歳出予算説明資料の9ページをお開きください。財政課の9月補正予算は、12億4,566万8,000円の増額を願っております。この結果、補正後の予算額は1,010億2,827万5,000円となります。

11ページをお開きください。補正予算の内容について御説明いたします。(款)総務費(目)財産管理費の(事項)県債管理基金積立金でございます。これは、平成22年度の一般会計の決算剰余金の一部について、金額12億4,566万8,000円を、地方財政法第7条の規定に基づき追加積み立てを行うものであります。

なお、決算の認定に関する議案は来週上程されますけれども、決算の内容についてはまた御審議いただくこととなります。ただ、繰越金としては、決算の額と剰余金の額は、既に監査の審査も終わりましたので、決定されておりますので、今回の補正予算に上程という運びになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○吉本税務課長 税務課関係の議案の説明をいたします。

委員会資料の9ページでございます。議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由についてでございます

が、平成23年6月30日に地方税法の一部が改正・公布されたことによるもののほか、災害等による期限の延長規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)法改正によりまして、地方税に係る不申告等に関する過料の額の改正及び新設があったことに伴いまして、過料の額を3万円以下から10万円以下に引き上げまして、または設定するものでございます。なお、引き上げに関する税目につきましては、個人事業税、不動産取得税などで、新たに設定する税目につきましては、県たばこ税、自動車取得税の申告等に関するものでございます。

次に、(2)災害等の関係ですが、広範囲にわたり災害が発生した場合に、これまで規定していた県内地域に限らず、県外も含めて地域を指定して申告や納付の期限を延長できることとするものでございます。

(3)不動産取得税関係ですが、法による不動産取得税に係る課税免除措置等が一部廃止されましたので、これに付随している徴収猶予の手續規定を削除するものでございます。

(4)自動車取得税関係ですが、法による過疎交通バスに係る自動車取得税の非課税措置につきまして、条例で定める路線を運行するバスの取得を法に基づき非課税とするということに改められましたため、現行と同様の非課税措置が継続するように条例に規定するものでございます。

(5)その他でございますが、個人県民税の市町村から県税・総務事務所への徴収引き継ぎ手續の簡素化を図るものや、その他引用条項の修正など、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日ですが、一部の規定を除きまし

て、公布の日から施行するというようにしております。

説明は以上でございます。

○金井危機管理課長 続きまして、危機管理課でございます。

お手元の委員会資料の6ページをお開きください。今回の9月補正予算の中で新たに提出いたしております被災者生活再建支援基金拠出事業費について御説明いたします。

まず、1の本事業の目的についてでございます。被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき実施されるもので、大規模な自然災害で多くの住宅が全半壊するような被害が生じた場合に、被災した世帯に対しまして支援金を支給する制度であります。

次の7ページの1に被災者生活再建支援制度の流れの概要につきまして図でお示ししておりますので、ごらんください。まず、都道府県から世帯数に応じまして割り振られました金額の拠出を行うことにより、基金を設置いたします。制度の支援対象となる災害が発生いたしますと、国の負担をあわせて支援金が被災世帯に支給されることとなります。支援金は、被害の程度や住宅再建の内容により異なりますが、1世帯当たり、最大で300万円が支給されることとなります。

もとの6ページにお戻りください。今回の東日本大震災におきましては、未曾有の被害により多額の支援金、約4,400億円を要する見込みとなっておりますことから、現在の基金残額で不足する額の一部を各都道府県から追加で拠出する必要が生じております。また、この震災関係で基金がすべて払い出されることとなったために、あわせて今後の災害に対応するための基金への拠出も必要となっております、今回、これら両

方について本県の負担分の拠出を行うものであります。

次に、2の事業内容等でございます。(1)の事業内容は、ただいま御説明いたしましたとおり、基金への拠出ということでございます。(2)の根拠法令につきましては、記載のとおり、被災者生活再建支援法の第9条第2項でございます。(3)の拠出の時期につきましては、現状では11月中をめどに拠出する見込みとなるものと考えております。

次の3の事業費につきましては、内訳のとおり、①東日本大震災の被災世帯の支援に係る拠出が3億8,793万5,000円、今後見込まれる災害に係る拠出が6億1,026万円でありまして、合わせて9億9,819万5,000円でございます。

なお、本県の負担額につきましては、次の7ページの2の県の拠出額についてをごらんください。①の東日本大震災の関係では、全体の要支給額4,400億円に対し、基金からの負担額が880億円であり、現在の基金残高から不足いたします342億円を追加拠出する必要があり、この342億円に対しまして、世帯数に応じ割り振られた額が今回、本県の拠出額となっております。②の今後見込まれる災害に係る拠出につきましては、現在の基金残額であります538億円を回復するために、同じく割り振られた額となっております。また、これらの県負担につきましては、①については全額を、②についても相当部分を今年度、特別交付税で措置されることとなっております。ちなみに、本県においては、平成11年及び16年度に合わせて7億800万円の拠出を行っているのに対しまして、平成17年の台風14号による被害や18年の台風13号の際に発生いたしました竜巻による被害に際しまして、本制度により約12億円の支給を受けているところで

ざいます。

私からは以上であります。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑を承ってきたいと思ひます。

○鳥飼委員 議案についてということですが、補正予算の4ページ、日隈課長から説明してもらった歳入科目別概要のところ寄附金以下歳入科目が書いてありまして、国庫支出金というのがあって、この中で教育費国庫補助金というのが被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等ということで歳入が1,269万組んであります。この支出先というか、今度の大地震の関連での交付と思うので、その支出について枠がある程度決まっているのかなと思うんです。きのう、文化文教・国際課の——これは授業料減免ですけども——これでは159万4,000円が事業化されているんですけども、ちょっと小さな額で申しわけないんですが、流れとしてはどんなふうになっていくのか。わかる範囲で御説明をお願いします。

○日隈財政課長 この金額、特例交付金ということで国から交付金が参りまして、一たん、教育委員会のほうで持っております基金のほうに積みます。そして、それをまた取り崩して、それぞれの教育機関あるいは養護・保育、就学前の部分もあるんですけども、被災者の児童あるいは生徒がこちらに来た場合のいろんな支援の事業が今回も予算化されておりますので、その部分に充てていくということになります。今回、補正予算で出させていただきます。

○鳥飼委員 私がお聞きしたかったのは、159万4,000円が歳出ということで文化文教・国際課で予算化されているんですけども、歳入とし

ては国庫支出金が1,269万入ってきている。一たん、教育委員会の基金のほうに入って、歳出が159万4,000円と私の知る範囲ではなっているんですけども、それ以外に今回歳出という項目で上げなくていいんだろかなと。あとは基金で措置してくださいよということでもいいのかなというようところがちょっとわからなかったものですから、国の考え方として。そこ辺の御説明をお願いしたいんです。

○日隈財政課長 養護施設あるいは保育、小学校、中学校、高等学校まで対象に、それぞれの所管課で歳出化を図っておりますけれども、恐らくそこまで支出は出ないんだろと思ひます。そうしますと、不用額ということで残りますと、この交付金については国のほうにお返しするということになります。そういう流れで進めていくことになります。

○鳥飼委員 わかりました。それぞれのところで予算化されて、残額が出れば返すということですね。ちょっと流れがわからなかったものですからお尋ねいたしました。

危機管理課から出された被災者生活再建支援基金拠出事業費ということで、ほぼ記載はしてあるんですけども、結局、全体の支給額が4,400億円ということになっていますね。東電が補償する部分とかいろいろあるわけなんですけど、300万が高い低いというのは置いておいて、被災世帯数から割り出してきていると。被災世帯数は、結果的にこの積算の根拠の中では何世帯となっているんでしょうか。全体で申しわけないんですけども。わからなければわからないで、後で結構です。

○甲斐危機管理局長 家の全壊とか倒壊が対象になりますけれども、この4,400億円の積算は、20万世帯を前提にしまして、一応、1件当たり、

新潟県中越沖地震のときの平均額220万円を掛けて算出しております。そうすると、今の積立額では全部足りなくなるということになっております。

○鳥飼委員 国から示された分の算定根拠としては20万世帯ということですね。これも実際確定しているのが何ぼかわからないし——わかりました。一応、そういうことですね。了解しました。

それから、公の施設に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。今回、非公募に道を開いたということで、私、この制度ができた当初から、当時は管財課が担当していたと思うんですけども、管財課長にそういうことが出てくるよという話をしたんです。結果的にそのまま施行されてしまったわけなんですけど、2の(1)の「非公募によることができる場合」ということで、①②③④というふうに書いてあります。県内の事例は余り聞いていないんですけども、宮崎市で何かあったようなことも聞いたりするんですが、県内の事例があればお示しいただきたい。

○大坪行政経営課長 県として、県の施設として問題になった事例はございませんけれども、県内の市町村が有する公の施設で把握しておりますのは、都城市で2件、小林市で1件、指定を取り消したような事例があるというふうに理解しております。

○鳥飼委員 都城市の2件は、例の「神々のふるさと湯」とかというものだったかなと思うんですけども、概要をそれぞれ簡単に結構ですけども、御説明をお願いします。

○大坪行政経営課長 都城市は、まず1件目は、委員がおっしゃったように温泉施設ですけども、これは、指定管理者のほうの経営悪化によ

る辞退の申し出があったということでございます。もう一件は、老人福祉施設なんですけれども、指定管理者のほうで破産を申し立てたという事例。小林市のほうは、公園施設ですけども、指定管理者のほうでいろんな資金面での不正等があって、辞退の申し出があったというふうな事例でございます。

○鳥飼委員 わかりました。これらの事例は、とりわけこういうような経済状況が悪化している場合には容易に予想できることですね。

それから、もし県外の事例を把握しておられれば、また後ほど資料でもいただければいいんですけども、これは大変だというような大きい事例があればお示しいただきたいんですけども。

○大坪行政経営課長 数字的に把握しているわけじゃないんですが、例示で申しますと、例えば、ヘリポート施設について、経営不振によって指定管理者が撤退するという申し出があったり、あるいは障がい者の交流センターで指定管理者の業務継続が困難となったといったような事例、さらには青少年の福祉施設、総合文化施設、そういったところでの事例等ありますので、今回、全国調査をしてみたんですけども、この県も、有事といいますか、非常時に備えて非公募によることができるという条項を設けていました。実は本県ともう一県だけが全部公募という形になっていましたので、念のための場合に備えた措置ということで条例改正をお願いしたいということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

それと、④のその他知事が特に必要と認めるときというのがあるんですけども、これは、県内で想定しているのがあるのかどうかについてお尋ねします。

○大坪行政経営課長 具体的に想定している事例はございませんけれども、全国の調査をした中で、全国の条例でこんなふうにしてある程度弾力的な表現というんですか、それを設定しているところが多うございました。例えば想定されることとしましては、従来市町村とか国が持っているような公の施設を、何らかの事由で県のほうで取得して運営をしないといけないというのが緊急に発生したような場合、その場合に一々公募していたら時間がかかるということがございます。それから、逆に県が持っている公の施設で、何らかの事由で来年、再来年に廃止しないといけないというようなことが決定したような場合に、それまでの間に、公募するのではなくて、従来からやっていたところに継続してやっていただくとかいうことが想定されるかなというふうに思っております。ただ、ここはその他ということで弾力的な条項になっていますので、それぞれの事案ごとに十分に検討して、それを生かすかどうかということを決定することになるかと考えております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

ちょっと話が飛ぶような感じはいたしますが、総務部長にお尋ねしますけれども、今回の本議会でも一般質問、代表質問で、地域経済循環システムをつくっていかうということで、いろいろ議論が出されましたけれども、そのことについての総務部としての認識についてお尋ねしておきたいと思います。

○稲用総務部長 経済等が非常に厳しい中で、その中でも回していかないといけないとしたときに、まずは地元というか、その中で経済を回していくことができるかどうかということも考えるべきだろうというふうに思います。行革プランの中でもいろんな主体との協働というよう

なことも挙げておりますので、それぞれの力をうまく利用する——行政だけでとかではなくて。そういうことによって、それが結果的に経済ということにも反映していくんじゃないかということを考えております。元気プロジェクトの中で大きく位置づけて——知事のほうも言われておるわけですがけれども——まず、宮崎県の中でそういうようなことが、この行革プランとかいろんなもろもろのプランを今回、6月あたりからずっとつくっていていますので、それを実際上動かしていくという意味においても非常に意義があることだろうというふうに思っております。

○鳥飼委員 地域経済循環システム——県内の個人なり企業なりが、そこで消費していろんな活動をしていくということで宮崎県全体の経済を底上げしていくということが極めて重要だろうと思うんです。そこで関連してお尋ねしますのは、公の施設の条例の中での指定管理者制度という制度、これは県内の事業者に限るとするのはうたっていないだろうと思うんです。県外の事業者が受注といいますか、受託をする可能性というのは十分あるわけですね。そうすると、なかなか利益を出していくというのは難しい面があるにしても、県外の事業者がとっていけば、よそにお金が流れていく。例えば、公衆衛生センターで水の検査とかいろいろやっていますけれども、県外の大手の業者がやってきてとっていくとか、そういうのがいろんなところで今、見受けられるわけなんです。ですから、この指定管理者制度がそういうルートに乗っていった場合に、地域経済循環システム——せっかくすばらしいのをつくっていかうということで、今からだろうと思うんですね。その際に、ただ単に指定管理者制度だけで運用していいの

かどうかという懸念があるわけです。

数年前も申し上げたんですが、例えば県立芸術劇場は、前の松形知事が置県何年ですか、いろんな文化の薫りを地方都市にもということで作られてきたのが、6年前ですか、指定管理者導入とあわせて、そして今回こうなってきたわけですね。今のところ、県内で当初やっていた人たち、青木さんたちが一生懸命やってくれて、そこがやってくれているからいいけれども、突飛な話に聞こえるかもしれないけれども、吉本興業が「おれがやる」と言って来てもおかしくはないんですね。しかし、それでいいのかというと、私は心配があるんです。今申し上げた地域経済循環システム。ですから、そういうことを排除するようなものを盛り込んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、部長か課長か考え方なりをお示しいただくといいんですけれども……。せっかくだから部長がいいですね。

○稲用総務部長 指定管理者に限らずですけれども、公共工事あるいは委託であるとか、もろもろの問題の中で、県内企業の育成といいたうか、その問題はあっていると思っております。そういうことで地域企業の育成型というようなことを考えて、こういう事業の中に取り込んでいるというふうにしておるところです。一方において競争性というものについて、これは全く排除すべきものなのかどうか、そこ辺の議論もある。逆の言い方をすると、これも言い過ぎになるとおしかりを受けるかもしれませんが、逆に県内企業がほかの県に行くということも、これは当然あり得る。そこでやっぱり競争という部分もあるので、一定の競争というものもある程度は考えざるを得ない部分があるのかなと。その中でうまくバランスといいたうか、県内育成と

いうことをバランスとっていくという、それは念頭に置きながらやっていくことなのかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 今のは部長の願望みたいものかなと。例えば、自民党の皆さん方がずっと言っておられる公共事業の指名、この金額を3,000万なり4,000万なり以下のところについては指名入札でもいいんじゃないかというようなことを言っておられる。私も2月の代表質問で言いましたけれども、それは地域経済循環システムなんです。そういうものさえも競争にさらしていくと、建設業者そのものが疲弊をしていって倒れていきますよというようなことで警鐘を鳴らしておられるわけで、私もそういうことを申し上げました。指定管理者制度も、宮崎県の業者が外に行く場合もあるかもしれないけれども、しかし、余りないと思っております。行けば大したものですよ。45とか46とかいっておらんです。行けば20とか15とか、そんなところにいるんな順位というのが上がってくるわけで……。いかに宮崎県の予算を県民のために使っていくのか。競争性というものもちろんありますよ。それは県内で競争をさせる。外部を入れる場合もあるかもしれないけれども、それは一定のルールのもとでやらないと、地域経済循環システムというのは機能しない。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例の指定管理者制度についても、そういうシステムを入れていかないと、今はいいかもしれないけれども、後々、ないじゃないですかということに入ってこられて、今さら変えることはできないということになりますから。そこはやっぱり十分検討をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○宮原委員 9ページの宮崎県税条例の一部を

改正する条例の主な改正内容の（４）自動車取得税の非課税対象路線ということで、ここに書いてあるんですけども、一般の市町村が、指定管理とかで路線が廃止になったところにバスを回したりしているというふうに思うんですけども、そういった部分にも、そのバス事業者が路線維持のためにバスを購入するという場合もこの対象になるのでしょうか。

○吉本税務課長 この路線の意味につきましては、国土交通省の許可を受けたバス事業者ということですので、県内でいえば宮崎交通ということになります。これまでは非課税措置とするバスそのものを法律に基づきまして総務省令が規定していたんですけども、それを直接国が指定するわけではなくて、生活用路線を走っているバスについて自動車取得税を免除しようということで、規定の方法を変えたということでございます。

○宮原委員 ちなみに、路線はいっぱいあるというふうに思うんですけども、どのぐらいのバスがそれに該当するのか、車両の数でいったらどのぐらいになるのでしょうか。

○吉本税務課長 22年度の実績につきましては、7台のバスが非課税措置を講じられております。23年度につきましては、これは予定でございますが、約5台というところで聞いております。以上です。

○前屋敷委員 あわせて、今の条例改正の点でお伺いします。1の改正について、不申告等による過料の引き上げということで、国が法律を決めたということにかんがみて県の条例も変えるということにはなっているんですけども、個人事業税、不動産取得税がそれにかかわることですが、この不申告というのが実際県内で起きていたのか、そういう事例というのが

あるのでしょうか。

○吉本税務課長 不申告という事例は存在しておりません。というのが、これにつきましては、不動産取得税というのは、一般的になかなか周知しにくい税目でございます。私ども、土地とか家屋とか取得するのは一生に1回あるかないかぐらいですので、知らなかったとか忘れていたという方々につきましては、申告をお願いいたしまして、連絡をとって申告をしていただいているということが現状でございます。この過料の規定につきましては、悪意を持って申告をしないという方々について、それを抑制するという意味があると感じております。以上です。

○前屋敷委員 県内では適用になった方はおられないということですね。

○吉本税務課長 いないということでございます。そのとおりです。

○前屋敷委員 これは国が決めたことなんですが、3万円を10万円に引き上げたという何か根拠があるんですか。

○吉本税務課長 この過料の3万円以下というのは、昭和29年に設定されて以来改正されておられません。約50年以上たっておることと、納税環境を整備するということだと思っております——公平性を確保するという。それと、他の法令を見ますと、税以外に私どもに一般的なのは、国民年金法だとか厚生年金だとか、裁判員制度の裁判の法律があるんですが、これらの過料の額を見ますと、みんな一律10万円で統一されているような感じを受けます。そこらを見直したときに、地方税だけ3万円というのは低いのではないかとということで10万円になったものと思っております。以上です。

○前屋敷委員 議案第4号の行政委員の報酬の改正について伺いたいと思いますが、今、御説

明もいただいたんですけれども、併用制とした理由ですね。私は基本的には今の情勢などをかんがみれば日額制といたしますか、実際審議に要した日にちだったり、また、御説明もありましたように、その日だけでは処理できないいろんな仕事があるということもかんがみて、月額も設定することも必要なというふうに思うんですが、併用制を採用した根拠といたしますか、理由をもう一度お聞かせください。

○桑山人事課長 行政委員の報酬につきましては、法律上も日額原則で、条例に別段の定めを設ければ月額とすることができるということでございます。そんな中で、各県、月額で定めていたものを、判決の影響もあって見直しを今、実質的に進めているという状況でございます。そんな中で、本県におきましても、各行政委員、委員会の事務局を通じまして委員の皆さんの御意見等もお伺いしたところでございますが、それぞれの委員会が、県民の中での例えば土地の収用であるとか、あるいは我々の組織内であれば処分に対する不服申し立てとか、そういった場面で準司法的な機能になったりしております。そういった重い職責を担っていらっしゃるというような状況がございます。それから、単に会議の日数だけではカウントできないような、例えば裁決する場合でありましたら、その資料を読み込むとか、いろんな準備あるいは自分の知識を深めておく、そのための時間が必要であるということ。特に弁護士等に関して当てはまるんじゃないかと思えますけれども、本県のような場合ですと、弁護士等が裁決などを行う委員会に必要なんですが、そういった必要な人材の確保、そういった意味からも、やはり月額を残しておくべきではないかと、そういった御意見もいただきまして、やはり一定程度の月額を残

した上で日額を加味した、こういった形がふさわしいのではないかとというふうに考えまして、提案をしているところでございます。

○前屋敷委員 全国的にどこも見直しがされているということですが、他県ではどういう状況ですか。

○桑山人事課長 他県では、現在把握しているところでは、27県ほど見直しを行っているところでございまして、9つのうち5個以上が月額制というところが8県でございまして、本県のような日額と月額を併用しているところが8県、半分以上が日額というところが11県といったような状況でございます。

○前屋敷委員 12ページの議案第6号「公の施設に関する条例の一部改正」ですけれども、これは、非公募による決定を今後できるというふうにするものなんですけれども、最初、指定管理の公募をしたときに、入札になるんですけれども、金額がよければすべてそこで決定ということじゃなくて、応募した事業所がどういう事業所かというのも事前にはかなり調査をされていると思うんですね。今のこういう経済状況の中で、なかなか厳しい経営状況に至るという場合もあるかもしれないんですけれども、そこが期間が4年だったり5年だったりする、そういうところで一定把握が難しかったものなのか。先ほど、全国の事例とか、県内で3件ほどあったということがあったのでこういうことにされたんだと思うんですけれども、事前でのチェックというのはなかなか難しいわけですか。

○大坪行政経営課長 実は指定管理者の候補者を決定するのは、先ほども資料で説明しましたがけれども、選定委員会というものをそれぞれ設定します。5名程度の委員で選定委員会を組織しまして、そこで十分に議論をしていくという

ことになります。実は指定管理者に関しましては、価格が安いから決定するという制度ではございません。全部で100点の採点をするようになっていまして、その中で、例えば経費の縮減については10点しか枠がございません。これは標準的な事例なんですけれども、一番高いのが、公の施設の効用を最大限に発揮できる事業計画になっているかどうか、さらには、それを進めるための管理運営能力を十分に持っているかどうか、そういったところが例えば標準的なモデルで申しますと30点、30点ということで、全体の6割ぐらいを占めるような、そういう評価の方法になっています。したがって、そんなことをすべてこの委員会のほうで評価をしまして、そして決定をするということになりますので、この指定管理者の選定制度について申しますと、やはり企業として十分大丈夫なのかということ、そこが一番の主眼になっています。

さらに、実際に指定をしてから後も、それぞれの所管課のほうで大体四半期に1回ぐらいはその状況をチェックしていますので、そこが現在どういう状況になっているのかというのは十分に把握できているんじゃないかというふうに考えております。

○前屋敷委員 そういう緊急の事態が起きたときなどに非公募による選定ができるということですが、これが定まらないということは考えられないんですね。非公募で決定できないということの問題点などはないか。新たにかかわるところを決められないという事態が起こることは考えられないかということです。

○大坪行政経営課長 一番大事なのは、公正性とか透明性をいかに確保するかということですので、そこは十分に原則どおり進めないとならないんですけれども、先ほど、①から④まで例

示で申しましたように、例えば、公募したけれども、応募してくるところがなかったとか、応募があったけれども、選定委員会でふさわしいと判断できるところがなかったとか、それから、内定はしたけれども、その後、正式決定するまでに何らかの事由で辞退されたとか、いろんなパターンが想定されると思うんです。そういう場合に、すべてまた公募にしないといけないという今のルールですと、またそこから最低2カ月ぐらい時間を要することになります。そういう場合にできるだけ時間が短縮できる方法として、任意に候補者を選定できる道を一応開いておきたい、それで100%確保できるかどうかはわかりませんが、そういう道もあわせて持つておきたいという趣旨でございます。

○前屋敷委員 続いて、同じ12ページのその他の改正のところ、直接この委員会に属するものではないということだったんですが、ちょっとわかれば。使用料を利用料に変えるということなんですけれども、この意味の違いと、それから利用料にして指定管理者が収入にすること、御説明を聞き漏らしたかもわかりませんが、いろんな施設の改修あたりはその指定管理者がするということを言われましたね。利用料の中からそれを賄うということで利用料に変えていくのか。その辺のところをもう一度御説明ください。

○大坪行政経営課長 2パターンございまして、使用料ですという場合には、これは県の収入になります。したがって、一定の金額が条例で定められていまして、その金額を徴収して、それがそのまま県の収入になる、指定管理者の収入にはならないという方法でございます。

それから、もう一方、利用料金制といいますのは、その使用料の範囲内で指定管理者がある

程度弾力的に料金を設定して、みずからの営業努力でもって安い料金でたくさんの方に入ってきていただいて、それをみずから指定管理者の収入とすることによって、営業的にペイできるようにしようというものでございます。その場合は、従来、県のほうであったような使用料としての収入相当分は、指定管理者のほうで県のほうに払っていただくなり一定の負担をすることになりますので、県のほうとしての収入に差異はないんですけれども、利用料金制度を採用することによって、指定管理者の営業努力で指定管理者の収入が少しふえる可能性が出てくるということでございます。

○前屋敷委員 これは今言われたように、現時点では県が収入する使用料の枠は超えないということですね。勝手に料金を上げることとかは規制されるわけですね。

○大坪行政経営課長 今回の条例改正でも、その表にございますように、1人1泊につき1,020円以下ということになっております。現行が1,020円です。この場合は高校生以下は無料なんですけれども、大人が利用する場合は1泊1,020円となっておりますので、あくまでそれを上限とするということでございますので、オーバーするということはありません。

○鳥飼委員 今の1,020円なんですけれども、今の使用料は幾らなんですか。

○大坪行政経営課長 使用料は1,020円でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、県に納めるお金というのは1,020円なんですか。

○大坪行政経営課長 これは過去3年間の平均を計算しまして、そして1,020円に過去3年間の平均を乗じた額を県のほうに納付していただくということになります。したがって、それ

以上の収入が発生した場合には、指定管理者のほうにメリットがあるということになってまいります。

○鳥飼委員 そうしますと1泊で1,500円取ってもいいということなんですか。ちょっと頭が悪くて済みません。

○大坪行政経営課長 済みません。説明が悪くて申しわけありません。料金は1,020円が上限でございます。ただし、安くして、さらにPRをしたりすることによって利用者が多くなるという場合がございます。利用者が従来よりも多くなれば、その分、料金を若干下げてでも多くなれば、その分が指定管理者のほうの収入になってくるということでもあります。そういう道も開いておこうということでもあります。

○鳥飼委員 後で聞きます。

○山下委員長 追加説明はありますか。

○大坪行政経営課長 先ほどから申しましたように、使用料という格好で取っていますのは、すべて一定額は県の収入になってまいります。利用料については、過去3年間の使用料の平均を指定管理者が県のほうに納めますけれども、その他は指定管理者のほうの収入になるということですので、ふえるかもしれないし減るかもしれないという状況になります。そこは指定管理者の能力次第ということになってまいります。

○鳥飼委員 そうすると、1人につき使用料1,020円ということではないということですか。

○大坪行政経営課長 1,020円以下ということですので、1,020円ちょうどの場合もございまして、それより下がる場合もあるということです。

○鳥飼委員 それも1人につきですね。考えてみます……。

○右松副委員長 被災者生活再建支援制度について、簡単に見解を教えてもらえるとありがたいなと思っているのですが、最近、大規模災害が頻発しています。ですから、こういった相互扶助の観点で、都道府県が基金を設けていくというのは非常に大事な制度だと思っています。先ほど、鳥飼委員の質疑に、積算根拠で、東日本大震災の4,400億円、20万世帯で中越のを参考にして220万というふうな回答をいただきましたけれども、今、国のほうで3次補正が10月に出る形で、トータルで10兆円を超える規模になっています。それも含めて、今後、本県が約3億9,000万ということで、拠出に関してはこれで一定のめどがつくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、追加的な措置が出てくる可能性があるというふうに考えておられるか、簡単に教えていただければありがたいんですけれども。

○金井危機管理課長 今回の御質問に対しては、あくまでも台風12号の発生に至る前のことでございまして、12号の部分につきましては、今後見込まれる災害に関する拠出という分に含まれてくると思います。今後また、同様の台風とか大きな災害が起きた場合については、ふえる可能性は内在しているものと考えております。

○右松副委員長 今後見込まれる災害ということで、6億1,000万、基金をまた新たにふやすわけですけれども、東日本大震災の拠出に関しては、これで大体一定のめどがつくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○金井危機管理課長 東日本大震災につきましては、4,400億円国が算出しておりますので、一応、このめどということで私どものほうでは理解しております。

○山下委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○柳田総務課長 総務課でございます。損害賠償額を定めたことについて御報告をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の14ページをお開きください。事案は、県有看板の管理瑕疵による車両接触事故であります。1の事案発生日は、平成23年7月18日。2の事案場所は、延岡市県営塩浜団地内の道路上であります。3の事案内容であります。相手方の車両が県営塩浜団地内の道路を走行中に、道路に隣接する県有地内の看板が、台風6号接近に伴う強風にあおられ路上に飛び出したため、車両の左側前方に接触し、サイドミラー等を損傷したものであります。4の相手方は、宮崎市の大牟田勝士氏であります。5の損害賠償額9万8,120円は、相手方の車両修理等に要した費用であり、全額、県費で支払っております。6の専決年月日は、平成23年8月19日であります。7の再発防止の取り組みについてですが、平成23年8月4日付で公有財産の管理に係る事故等の未然防止についての総務部長通知を各県有地管理者あて発出し、安全管理の徹底を要請したところであります。

説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○日隈財政課長 では、その他報告事項ということで、口蹄疫復興宝くじの発売許可について御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。口

蹄疫復興宝くじにつきましては、これまでも報告させていただいておりますけれども、前回、6月議会の常任委員会以降、6月24日に総務大臣の許可を受けまして、発売手続を進めてまいりました。その詳細が決定いたしましたので、今回、御報告させていただきます。

決定した事項についてなんですけれども、資料のまず4の受託銀行等についてでございますけれども、7月1日から7月14日までの間、発売事務の受託を希望する銀行等を公募した結果、株式会社みずほ銀行1社だけの申し込みがございまして、実績等も踏まえまして決定いたしました。

次に、7の証票の金額及び8の証票の型式でありますけれども、宝くじは1枚200円で、開封式のくじ——開封式と申しますのは、スクラッチくじとか数字選択くじではない、いわゆる一般的なものを開封式と申します——としております。

次に、9の発売期間についてでございますけれども、これについてはこれまで御報告いたしましたとおり、10月15日から25日までの11日間でございます。この11日間というのは非常に短い期間でございます。オータムジャンボがそろそろ発売ということになりますけれども、ああいったジャンボは、例えば3週間近く発売期間はとれるんですけれども、何せ50億の規模ですので、この11日間の発売期間ということになっております。

次に、10の抽せん日及び会場につきましては、発売が25日までで、抽せんは10月27日、宮崎市内で行うこととしております。なお、この抽せん会の模様については、発売元の4県においては、テレビ放送ということになっております。

次に、11の当せん金の支払い開始日は、11月

1日からとしておりまして、来年の10月31日までということでございます。10月31日が時効ということになります。

最後に、12の当せん金の額及び当せん本数につきましては、1等が3,000万円が3本、1等の前後賞が1,000万円が6本、ほか2等500万円が25本、3等100万円が250本など、記載のとおりとなっております。

以上が、総務大臣の許可を受けまして、その後決定した内容でございましたので、報告させていただきました。

なお、これまでも御説明しておりますけれども、口蹄疫復興宝くじというのは、震災以外で発売される復興宝くじとしては全国初の取り組みでございます。いわゆる産業・経済の被災復興宝くじとしては、何とか許可を取って初めて発行するものでありますので、今回の成果につきましては、今後、2回目、3回目の許可を得るためのいわゆる実績づくりとして大きな意味合いがあるものというふうに考えておりますし、今回の成果が今後の影響に及ぼすものというふうに考えております。委員の皆様におかれましても、この宝くじの購入も含めた御理解と御支援について、絶大な御理解を賜りたいということで、一応、お手元にチラシも配らせていただきました。10月1日からキャンペーンというのも始めさせていただこうということで考えております。実は8月に東日本大震災の宝くじが、これは西田敏行さんのコマーシャルもあったんですが、あちらは発売額が300億ということで、コマーシャルもかなり費用をかけてやりましたが、わずか38%少々の売れ行きにしかありませんでした。

宝くじというのは、昨年度の実績を見ますと、いわゆるジャンボ型のもを含めまして、消化率と

いうんですけれども、大体70%ぐらいの売り上げということで想定しているんですが、何せこういう経済状況等々、時期も夏だったということもあったのではないかと思います、復興宝くじ38%というような数字を見ますと、本県の今度の50億についても、余りコマーシャルの料金も捻出できない規模でございますので、何とかいろんな工夫をしながら頑張っていかないと、なかなか難しいのかなというふうに考えております。特に、発売県が九州の4県ということでありますので、少なくともこの九州4県はしっかり頑張って実績を上げていく。先ほど申し上げたように、この実績が、いわゆる国民の理解、市民の理解があったかないかということで、2回目、3回目の発行ができるかどうかということにかかってまいりますので、宮崎県としてはぜひ頑張っていきたいと思っております。繰り返してございますが、委員の皆様方におかれましても、御理解と御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上であります。

○金井危機管理課長 続きまして、危機管理課から自主防災組織の現況、組織率の速報値について御説明させていただきます。

委員会資料にも添付しておりましたが、先日、一部訂正がございましたので、資料の右側に「さしかえ」と赤字で記載された資料を配付させていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。自主防災組織率につきましては、毎年4月1日現在の数値を各県で調査の上、夏ごろをめぐりに総務省に報告いたしまして、総務省において例年、秋ごろに確定しているものを公表しているところであります。本日は、総務省の確定数値ではございませんが、本県で集約した速報値を報告させて

いただきたいと思います。

この一覧表の見方につきましては、一番左側にあります市町村ごとに報告されたものを集約したものでございます。上段の左側、世帯数Aとは、総務省の住民基本台帳に基づきます市町村の総世帯数でございます。

その次の自主防災組織数とは、各市町村が認定いたしました組織数であり、この認定につきましては各市町村において行われているところであります。

次の世帯数Bとありますのは、総務省の定義では、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数とされており、一般に自主防災組織は自治会組織を母体としておりますので、自治会未加入世帯を計上するか否かにあります。各市町村、自治体の判断に任せられているところでもあり、今回は、一部の市町村では未加入世帯の計上を改めたところもあれば、従来どおり未加入世帯を計上せずに計上しました市町村もあるところでございます。

次の組織率につきましては、以上のような前提のもとで、Bの組織世帯数をAの全世帯数で除したものが組織率として計上されているところであります。これらの統計のあり方につきましては周知されつつありまして、順次、統一的な計上数値になってきているところでもございます。

そのような速報値でございますが、本年4月1日現在では、右下のほうに統計が出ておりますが、74.8%となっているところでございます。先日の県議会の一般質問の中で、当時の速報値を73.59%と回答した経緯がございましたけれども、その後、川南町から報告数値の訂正がございましたので、修正の上、本日、速報値を報告したところでございます。

この速報値では、昨年の4月時点の63.52%から本年は11ポイント上昇していることとなりますが、この要因につきましては、1点目が、新燃岳の噴火や東日本大震災などにより、県民の避難の重要性とそのための自主防災組織の役割の認識が深まってきたこと。2つ目は、毎年実施しております危機管理局による市町村巡回指導によりまして、各首長に直接、自主防災組織の重要性、結成について説明してありまして、行政側における認識が深まってきたこと。また、最も大きいのは、宮崎市など一部の市町村におきましては、さきに説明したとおり、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数に自治会未加入世帯を計上していなかったものの、本年から未加入世帯も計上することとしたことなどが挙げられるところであります。

宮崎市につきましては、昨年が47.6%であったものが、本年は74.6%と大きく上昇しているところでありますが、計上方法だけではございませんで、ここ2年間、規約を作成の上、自主防災組織として認定した組織が2年間で100近くになってありまして、合計で528組織と県内でも断トツの数字であるほか、毎年、補助事業を活用するなどして自主防災組織の資機材の充実を図っているなど、担当者や市民の関心の大きさもうかがえるところでございます。

しかしながら、全国平均は、平成22年度は74.4%であることや、平成19年の66.9%から毎年7.5%上昇しているなど、全国でも組織率はしっかり上昇している中にありまして、本県は、全国の74.4という平均値にやっと近づいた状況でございます。しかしながら、地震減災計画の27年度末の目標値でございます80%に早く達しますよう、今後、さらに自主防災組織の結成・育成の指導助言が必要であると考えておるところで

ございます。以上でございます。

○山之内消防保安課長 続きまして、消防保安課より平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施について、御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の17ページをお願いいたします。既に議員の皆様にはこの合同訓練の御参加の御案内をさせていただいておりますが、本日は、当訓練の概要等につきまして説明をさせていただきます。

まず、1の緊急消防援助隊及び九州ブロック合同訓練であります。まず、緊急消防援助隊とは、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、大規模災害等におきまして、被災した都道府県内の消防力だけでは対応が困難な場合に、全国の消防機関相互による応援体制を構築するために、平成7年6月に創設されたものであります。当時は消防庁の要綱に基づく制度でございましたが、その後消防組織法が改正されまして、平成16年4月からは法律に基づいた組織というふうになったところでございます。平成23年4月1日現在、全国で4,354隊、本県では40隊が登録されておりました。本県の緊急消防援助隊としましては、さきの東日本大震災が初めての派遣となったところでございます。

それから、(2)でございます。この訓練は、阪神・淡路大震災発生翌年の平成8年から、全国を6ブロックに分けて、ブロックごとに毎年、各県の持ち回りで実施をしてありまして、九州ブロックでは、今年度は11月4日、5日の2日間、本県で実施するものでございます。なお、今回の訓練は、東日本大震災を踏まえ、宮崎県沖で発生した地震並びに津波により被害甚大という想定で実施することとしております。

それから、2の日時と場所でございますが、11月4日（金）は、まず、被災地初動対応訓練、これは図上訓練でございますが、これを8時から12時まで県庁、宮崎市消防局、東児湯消防組合消防本部において実施いたします。次に、部隊運用訓練を、同じ日10時40分から15時まで東児湯消防組合消防本部、13時から20時まで清武総合運動公園、この2カ所で実施いたします。

2日目の11月5日（土）につきましては、部隊運用訓練を9時から11時30分まで清武総合運動公園で行い、閉会式を11時30分から12時まで同会場で開催することとしております。

3の訓練被害想定でございます。宮崎県沖を震源地とするマグニチュード7.5の地震が発生、津波により県沿岸部全域が被災、この地震及び津波により特に宮崎市と高鍋町の人的・物的被害が甚大で、市街地におきましては多数の火災も発生——いわば宮崎市、高鍋町に他県の消防機関からの応援が必要となるという想定でございます。なお、被害の全容は把握できておらず、さらに人的・物的被害が拡大している模様というふうにしております。

4の参加団体でございます。九州ブロックの緊急消防援助隊、陸上自衛隊、災害派遣医療チームでありますDMA Tなどが参加する予定でございます。

5の主催・共催でございますが、主催が総務省消防庁、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練宮崎県実行委員会、共催が九州・沖縄各県というふうになっております。

今回、議員の皆様には、2日目の11月5日（土）9時から12時まで、メイン会場の清武総合運動公園で行います部隊運用訓練と閉会式について御案内をさせていただいているところでございます。この訓練では、九州各県から集結します149

隊の緊急消防援助隊を初め、陸上自衛隊やDMA Tなどの関係機関がお互いに連携しまして、孤立者救出訓練や倒壊家屋からの救出訓練、空中消火訓練などを行う予定でございます。

また、当日は、東日本大震災後、九州ブロックで初めて行われる緊急消防援助隊による本格的な訓練となりますので、ぜひ、御参観をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありますか。

○星原委員 1つ、自主防災組織の現況というのを報告いただいたんですけれども、100%のところは11市町村あって、西都市の12%というのは非常に低い感じがするんですが、これは何か原因があるんですか。

○金井危機管理課長 西都市につきましては、低いということの認識——去年は1けただったんですけれども、ことはようやく2けたに上がったんですが——この理由につきましては、自主防災組織の認定のやり方というのが、各市町村のほうにお任せしておりまして、一番右側に規約数というのがございますけれども、規約がなければ認めないという方針を西都市のほうは従来より通してきていただいたところでございます。ただ、ことしにつきましては、自主防災組織数、29あるんですけれども、規約数が23ということで、6組織ほどは規約がなくても認めておるところでございます。そういう方向性が定まってきました、やっとなんか伸びてきたということなんです。ですから、規約がなければ認めないという大きな方針がございましたので、なかなか伸び切っていないというのが現状でございます。

ただ、この規約につきましても、私どものほうも規約の有無については言及はしていないんですが、県が資機材の補助事業をやっております。それと宝くじの補助事業、宝くじによる地域のコミュニティーの自主防災組織の育成事業というのがございまして、こちらを支援いただくときには、この規約があることが前提になってきています。ですから、県としましては、この規約をなるべくしっかりつくっていただきたいという指導をしておるところでございます。以上でございます。

○星原委員 そうしますと、規約をしっかりといいながら、100%のところは規約ゼロというのが5カ所ぐらいあるんですか、この辺に向けての指導はなされているんですか。

○金井危機管理課長 規約につきましても指導はやっておるところでございます。わざわざ自主防災組織の設置規約というのをつくらなくても、自治会組織の規約というのが一つあると思いますので、その中の一項目に自主防災組織の項目を追加していただければ、それでしっかりした規約というふうにみなしておりますので、指導してはおるんですが……。見ていただきますとわかるとおり、街ではないところとか、防災組織とかなくても、ふだんから町の祭りとかも運営していただきまして、そんな組織の規約なんてなくても地域でまとまっているよというふうなところもございまして、昔から日本人の感覚で、そういうものはなくてもいいんじゃないか、村として暗黙の了解があるんじゃないかという組織もございまして、そこらについては、一応まとまっておる組織ということで市町村が認定していただければ、そのまま自主防災組織というふうに認めておるところでございます。

○星原委員 そこで、今回、東日本大震災があっ

て、全国でこういう組織ができていると思うんです。今どういうふうに調査されているかわかりませんが、その組織があったおかげで、日常の訓練とか、地区住民にいろんな情報の浸透なんかをさせておいて、そのことが効果があったとなると、今後、日向灘沖でもわからない、あるいはほかの地震もまたあるかもしれない、そういう想定の中ではそういう組織をしっかりと……。今言われたように、確かに自治会あたりでいろいろあるんですけども、昼と夜とか条件が違った場合に発生したときにはまたいろいろ違うと思うんですね。昼、夜の条件のときとか、要するに弱者の場合、お年寄り一人とか、病人とか、障がい者とか、いろいろ地域の中にあつたときにはどうするかとか、やっぱりある程度取り決めがびしとなされていくような規約を決めて……。そういうものがないと、パーセントだけが上がっていても、実際に事が起きたときにどうなのかが最終的には問われると思いますので、その辺は市町村とうまく連携をとりながらなされるべきじゃないかなというふうに思っています。その辺はまたぜひ、そういうことで取り組みのほうをよろしくお願いしたいと思います。

○金井危機管理課長 委員御指摘のとおり、かなりの問題がございまして。例えば、昼間に災害がありましたら、市町村の消防団員の方は家にいないわけなんです。ですから、若者がいなくて残された高齢者の方、要援護者の方が残っておる。その方たちをどういうふうに逃がすかという問題も大きな課題として残っておるところでございます。それに、高齢化がかなり進んでおまして、高齢者が高齢者を援護するといったような課題もございまして。さらに、1人の要援護者を援助するには1人でなくて2人ないし

は3人必要だということで、要援護者の支援に関するところの基本計画、それと個別計画のほうにつきましても、平成19年度からしっかりつくっていただくように各市町村にお願いしております。要援護者の支援制度につきましても、本年度中には何とか全市町村で作成していただくような報告をいただいておりますので、それを指導しておるところでございます。以上です。

○右松副委員長 防災対策特別委員会のほうでも話題にはなると思うんですが、減災計画で80%という自主防災組織率を挙げています。私、当初18年から22年度までの経緯を見ると、57%から微増して63.5%ですから、相当高い目標設定になっているなど感じておったんです。今回、速報値で74.83%ということですので、西都と門川が上がれば全体的に底上がって、目標達成ができる得る射程圏に入ってきているかなというふうに感じております。そういった中で、宮崎市が27ポイント上がっています。そして日南が11.8ポイント上がっているんですが、これは、先ほど課長がおっしゃっていた自治会未加入者を組織世帯数に算入したという部分と、それ以外にもどういった要因で10ポイント以上昨年から上がったという、その分析をもう少し教えてもらおうとありがたいです。

○金井危機管理課長 先ほども申し上げさせていただきましたんですが、宮崎市も自治会を含めました自主防災組織の組織化にしっかり取り組んでいただいております。宮崎市につきましては528という規約をつくっておりますが、昨年度は504、その前が450近かったんですが、2年間で規約を含めてしっかりとした自主防災組織をつくっていただいております。市町村の手腕も大きなものがあるかと思っております。

それと、先ほど言いましたカバー率と申しま

すか、自治会に未加入がありましても、自治会の中で1つ自主防災組織があれば、全体を数字の分母として認めますよという総務省のほうの考えもございまして——これの考え方が平成20年度から進められていたんですが——それが自治会の把握の仕方によりましてちょっと難しいところがございましたので進まなかったんですが、ようやく各市町村、自治会等も速報数値の統計的なものを理解していただいて、このように上がってきたものというふうに考えております。ただ、先ほど言いましたとおり、数字の仕方だけで上がったのではなくて、各市町村の自治会の努力並びに担当者の努力によりまして、組織がどんどん進んでおるとというのが現実でございます。

参考的に申しますと、都城で火山灰が降りまして、あるときに自治会並びに自主防災組織が火山灰の撤去作業をしたわけなんですけれども、それに対しましては、自治会に未加入者並びに自主防災組織に未加入の方も一斉に集まっただきまして、地域コミュニティーの力というのは捨てたものではなくて、自治会に入っていない方も今、その地域の現状に合わせれば皆さん協力していただけるんだというふうな実感も持っております。それを切り捨てる必要はない。地域で一体となる力を持つというのが大事なことだというふうに考えております。その点もあわせて各市町村に広報しているところでございます。以上です。

○右松副委員長 組織率の判断基準で自治会の規約に自主防災組織をうたうという、できれば統一的な何か間違いのない基準があれば、またさらにしっかりとした組織づくりの上でもよくなっていくのかなというふうに思っています。やっぱり中身が大事だというふうに思っていま

す。

そういった中で、西都市とか門川町は、現状がこういった状況だということはもちろんわかっていると思うしておりますし、目標数値に、自分のところを引き上げていけば大分変わってくるということは、それはお願いという形で言っているんですね。

○金井危機管理課長 その点につきましては、毎年、危機管理課のほうでやっておるんですが、各首長並びに各町の担当者のところを直接訪問しまして指導しておるところでございます。特に、本年度につきましては、局長のほうで直接首長にお会いしていただいて、ことしの4月以降にしっかりお願いしております、この点も含めまして実績はかなり上がっているものというふうに考えております。

○右松副委員長 西都の橋田市長はとても立派な市長だというふうに思っております。ですから、非常に厳しい算定基準を独自に設けていらっしゃるのかなというふうに思っています。ぜひ、そのあたりも含めて上昇していただくと、かなり変わってくると思っております。

先ほど金井課長のほうからお話がありました、去年までは63.5%で36位でありました。今回、74.83%で、そのままほかの県が同じような推移ということであれば、22位にいきなりジャンプアップするわけなんです、九州圏内で調べてみると、大分県が唯一74%を超えていて、90.1%なんです。90%を超えるということは相当な組織率ですから、別にきょう回答は要らないんですが、私も調べてみますけれども、大分県の自主防災の組織率の分析、90%まで持っていたその辺の経緯も含めて、それをまた参考にするような形でやってもらうといいのかなというふうに思っております。

○金井危機管理課長 副委員長御指摘のとおり、高いところであれば100%に近い県もございまして、これらのところ、特に静岡とか愛知におきましては、かなりの緊迫感を持っている県でございますので、そこを参考としながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

なお、宮崎県も自主防災組織率が年間1~2%上がっていきつつあったんですが、毎年、全国平均すると、上がっているにもかかわらず、順位がどんどん落ちてきておるといような経緯もございまして、全国平均のほうがかなり先に進んでおるといのも現実でございます。今回、昨年の全国平均74.4%をちょっと超えましたけれども、実際にことしの数値が出れば、宮崎県の今回の数値もそれ以上のものが出されるんじゃないかというふうに考えております。ですから、今後もなお一層、計上の方法だけではなくて、具体的なしっかりとした組織の運営を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○右松副委員長 ぜひ、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○鳥飼委員 緊急消防援助隊についてお尋ねします。1の(1)の一番下にある全国で4,354隊、本県で40隊ということなんですけれども、1隊はどんな構成なんですか。小隊長が1人おられてというような――援助隊の構成の御説明をお願いします。

○山之内消防保安課長 宮崎県の40隊を例にとりますと、まず、構成といたしましては、宮崎県隊の指揮隊というのがございます。そして消防部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、そういった部隊等に分かれておまして、そういった部隊数の総数が、各消防本部それぞれあるんですけれども、県隊で40隊となることで

ございます。

それから、人数につきましても、それぞれの部隊におきまして、大体1隊に3～4名程度というような配置の仕方です。合計人員が165名というふうな構成になっております。

○鳥飼委員 9消防本部あるんですけれども、それぞれの消防本部に1隊以上はあるという理解でよろしいでしょうか。

○山之内消防保安課長 9消防本部、最低1隊はどこもございまして。

○鳥飼委員 わかりました。

4の参加団体のところなんですけれども、緊急消防援助隊は九州ブロックということですが、陸上自衛隊とDMA T、陸上自衛隊も都城とかえびのとか熊本とかあるんですけれども、そのどこから来るのか、それからDMA Tも九州各県から来るのか、その辺の御説明をお願いします。

○山之内消防保安課長 自衛隊につきましては、都城駐屯地にお願いをしておるところでございます。それから、DMA Tですけれども、実際の事務を福祉保健部がやっておりますので、まだ詳細な最終確認はしていないというところで聞いておりますが、一応、九州のDMA Tが約140チームございまして、ほとんどのところが参加していただけるものかなと思っております。

また参考までに、県内のDMA Tが6病院の9チームございまして、これについても参加をお願いして、参加していただけるものと考えております。以上でございます。

○山下委員長 それでは、次に、請願の審査に移ります。請願について執行部からの説明はございませんか。

○鈴木市町村課長 当該請願につきましては、国においても検討されている案件でございまして、

て、執行部として特段意見はございません。

○山下委員長 それでは、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、そのほかで何かございませんか。

○鳥飼委員 その他の項目で、知事が本会議で言っておられた本庁の運動会、新聞にも出ていたんですけれども、これは8年か9年前に中断というか、やめているということで、事情はどういうことで中断をしてくれているのか、御説明をいただけるとありがたい。

○花坂総務事務センター課長 中断の原因でございまして、運動会と通常のレクリエーションを交互にずっと実施してきております。最後の運動会につきましては平成15年度に実施いたしております。次回の平成17年度の運動会の中止は、台風14号によりまして大変な被災を受けまして、その関係で自粛をしたということでございまして。

○鳥飼委員 わかりました。今回は知事の強い意向というふうな表現があったんですけれども、知事のほうから「運動会ぐらいやって、ちっと元気出そうじゃないか」というようなことで話があったのでしょうか。どんなですか。

○稲用総務部長 県庁、元気を出さないといかないなということで、昨年度も実は計画をしたんですが、口蹄疫ということで断念せざるを得ない状況になりました。ことしは、いろいろ状況はあるんですが、ぜひともやりたいということでございまして。知事のほうからも何とかできるようにということで指示を受けております。

○鳥飼委員 新聞で見た段階では、前回中断したというのは、台風とかいろんなものがあって、それと、県から厚生費用として一部支出してい

たというようなこともあって、批判もあるものだからというのも理由に新聞か何かで書いてあったようなんですけれども、今回、新聞で見た感じでは、互助会なり共済組合ということで、「職員の負担で」と、そこをえらく強調されていたんですけれども、県は一切負担をしないということなんでしょうか。

○花坂総務事務センター課長 経費的な計画につきましては、基本的には、地方共済組合、県の互助会、職員組合のほうもお願いをいたしております。さらにお弁当とか、そういったものにつきましては、各所属の親和会とか、あるいは個人でお弁当をお持ちになるとか、そういったことでやっていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 総務部長、すべてを県職員の負担でというのは……。せめてその保険ぐらいはどうにかすべきじゃないかと思うんです。民間企業でも職員をどう頑張ってもらおうかということで、厚生費用というんですか、組んでいますね。そういうものがあるわけだから、そういうことは検討すべきじゃないかと思うんですけれども、どんなでしょうか。

○稲用総務部長 互助会等々のいわゆる共済事業としてやっていくわけですけれども、もともと我々の給料のもとというのは税金といいたいでしょうか、そこ辺から出ておりますので、基本的には、そこで運営できる部分については、新聞の書き方をすれば自分たちのお金でということで、すっきりとやりたいなというふうに思っております。

○鳥飼委員 当然、強制ということにならないと思うんですけれども、そこら辺はそれでバッテンがつくというようなことはないように、運動会に出なかったから人事評価が悪くなるとか、

そういうことはもちろんないと思いますが。

○稲用総務部長 断じてそういうことはありませんので、これだけははっきり申し上げておきます。

○鳥飼委員 こうやって運動会とかレクリエーションをやるということは非常にいいことだと思うんです。ですから、どう職員の皆さん方に頑張ってもらおうか。県民政策部でも申し上げたんですけれども、シーガイアの例の食事の産地偽装をやっていた、シェフとしての誇りを捨てているんじゃないかということをお願いしたんですけれども、県庁職員としての誇りをどうやって引き出していくかということだろうと思うんですね。そういう意味では、例えば、花坂課長がおられる総務事務センター、これは厚生もやる、年金もやる、旅費もやるというようなことで、今、県庁の中で組織が一番大きいですね。そういう組織の体制でいいのかなという思いもありますので、総合的に職員の能力をしっかりと引き出していくとか、頑張ってもらおうという体制をぜひ運動会を契機につくっていただきたいと思います。

○宮原委員 楽しい話の後にきついとか、難しい話をさせてもらいますが、財政課長のほうにということになると思うんですけれども、非常に経済が厳しいということで、一般質問でも出たんですけれども、基金をかなり造成されていますね。3年間でということ、今回終了してしまうということもありますし、また26年までに期限を迎えている部分もあるというふうに思うんです。そういう中で、非常に大事な役割を担ってきた基金だというふうに思っているんですけれども、国が今後3年間でとめるとした場合は、宮崎県の次の県政を運営する上で、

財政的な面、予算編成にも大きく影響が出るというふうに思っているんですけども、そのあたりについて、仮にこの基金がなくなった場合というところでは予算編成にどのような影響が出るのかということと、それぞれの事業を今度は県独自で対応できるのかということを確認してもらえますか。

○日隈財政課長 宮原委員のおっしゃるとおりでございます。22年度までに国の交付金をいただいて設置した基金が20基金ございます。そのうち、今年度いっぱい、23年度までが設置期限となっておりますのが15基金であります。1つだけ、緊急雇用基金についてのみ、1年間延長するということが既に決定しまして、それと、国のほうの3次補正で取り扱いはどうなるかわかりませんが、厚生労働省のほうの要求だけこの基金絡みでは入ってございまして、東日本対策分で1,510億、その他都道府県分合計で2,000億、積み増しの要求を今、財務省にしているというふうな情報は得ているんですけども、そのほかの14基金については全く動きがございません。この20基金合計で、実は今年度予算で活用させていただいたのが260億円余ございます。要するに、基金が今後なくなるとなると、そのまま事業を継続すればかなりの県の負担になるということになります。ただ、御承知のとおり、非常に自主財源が乏しい本県の財政状況でございます。すべての事業をそのまま継続というわけにはいかないのかなということになりますので、かなり県民生活に影響が出てくるものというふうに考えております。

ただ、自民党政権のときから民主党の新しい政権にかけてつくってきた基金の中身を見ますと、妊産婦健診であるとか、あるいは女性・子供の子宮頸がんワクチンの接種であるとか、な

かなかやめるというわけにはいかないような事業も多々ございますので、これはやはり国のほうに強く設置期限の延長あるいは新たな交付金、基金の原資としての財源手当てをしっかりとやっていただくということでない、一遍始めたサービスをまた落とすというのはなかなか難しいものがあります。したがって、県としては、特に宮崎県——自主財源が非常に厳しいというような中では、国の支援を仰がないとなかなか継続できない事業も多いということですので、この点は議会のほうにも御理解をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮原委員 非常に大事な部分をたくさんこの基金で担ったというふうに思っているんです。260億という大きなお金がすっぱり抜けてしまえば、全部するとすればそれだけお金が要るということだというふうに思いますけれども、宮崎県だけの問題ではなくて、他県も同じ状況にあっているというふうに思いますので、他県との連携というのはどういう状況になっていきますか。

○日隈財政課長 全国知事会を通じてもこういう要望は上げているところです。ただ、都道府県によって財政力、力の差がございまして、ある程度対応できる自治体もあるのかもしれませんが。ただ、先ほど申し上げたように、力としては下のほうから何番目の宮崎県ですので、これはやはり国の支援というのが一番必要な県だと思いますので、一番は全国知事会を通じて上げていく話でありますけれども、一番切実な県の一つであろうというふうに考えております。

○宮原委員 わかりました。基金が去年ちょっと多くなりましたよねとは言ったものの、260億を出しなさいといったら底をつくような話にな

りますので、議会としても来年の予算編成がちゃんとできるのか、再来年がという考えを持っていますので、聞かせてもらったところです。国に対しては県としても引き続きということで、今、要望なり延長のお願いをしているということですから、積極的にやっていただいて、他県とも連携をとっていただいてやっていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山下委員長 その他ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上をもって総務部の審査を終了いたします。執行部の皆様方、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

正午再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

○宮原委員 先ほど話をしましたが、基金については大変重要なことだというふうに思いますので、できれば議会としても意見書なり上げて、そして、続けてほしいというような意見書を出してほしいというふうに思いますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

○山下委員長 急々であります。ぜひとも、

今議会で意見書の提出を目指して努力してまいりたいと、そのようにいたします。

何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時2分散会

平成23年 9月16日（金曜日）

午後 1 時29分再開

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査	花 畑 修 一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔議案第3号を除いて、個別に〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 ただいま、議案第3号について個別に採決との御意見がありましたので、まず、議案第3号について採決を行います。

議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第4号、議案第6号、

議案第21号について、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第21号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第21号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第6号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願第6号の賛否をお諮りいたします。

請願第6号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、請願第6号は、採択することに決定いたしました。

ただいま請願第6号が採択されましたが、当請願は、意見書の提出を求める請願であります。委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致での決定が必要でありますので、お諮りいたします。

請願第6号について、委員会発議として意見書案を提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、委員

会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

それでは、意見書の内容について何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、昨日、宮原委員より御提案のありました「国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を求める意見書(案)」についてお諮りいたします。

このことについては、当委員会発議として意見書案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、当委員会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

それでは、意見書の内容については、何か御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 33 分休憩

午後 1 時 33 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、その

ように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 34 分休憩

午後 1 時 35 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 37 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

○星原委員 緊急で委員会の意見書として出したということ、もしあれなら、お配りして見ていただいて判断いただきたいと思うんですが、例の T P P です。調べてみたら去年 11 月に出しているだけで、その後出していないものですから、また今、政権もかわって、今回の議

会でも T P P の話を質問された方もいらっしゃったんですが、その辺で、これはとりあえず出しておくべきじゃないかなということで、急々に申しわけないんですが、こういうことを提案させていただきたいと思いますので、ひとつ御検討いただいて、協力いただければと思います。

○山下委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 38 分休憩

午後 1 時 45 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

また連絡が来ますので、その時点でまた再開をしたいと思います。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 では、時間が決まり次第、連絡しますので、そのときに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 45 分休憩

午後 3 時 11 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、先ほど、星原委員より御提案のありました「環太平洋経済戦略連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書（案）」についてお諮りいたします。

このことについては、当委員会発議として意見書案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、当委員会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

それでは、意見書の内容について何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

以上で委員会を終了いたします。

午後 3 時 11 分閉会